

日本弁護士連合会の法曹人口問題に 対する考え方と法科大学院

中央大学法曹会幹事長



奈良道博

1 はじめに

言うまでもなく、法曹人口問題は、我々法曹にとってはもちろんのこと、我が国における司法の在り方を考える上での前提問題であり、また今次の司法改革に対する評価にも及ぶ根本の問題でもある。

したがって、法曹人口問題は、今次司法改革の中核をなす新しい法曹養成制度の中核に位置づけられる法科大学院制度なかんずく「法科大学院教育」のあり方に深く関わっており、以下に紹介する法曹人口問題に関する日弁連の意見も、当然のことながら「法曹の質」や「法曹養成制度」の根本に言及している。その意味で本特集の冒頭において、法曹人口問題に関する日弁連意見を紹介することは有益であろう。

私は、10数年前から、日弁連における法曹養成、法曹人口、弁護士研修の問題に継続して関わってきた。その関係で、平成20年4月日弁連に発足した法曹人口問題検討ワーキンググループの座長を務め、引き続き設置された法曹人口問題検討会議の座長を現在務めている。そのような立場から、日弁連のこれまでの活動と内容について報告したい。

2 法曹人口および法曹養成制度に関する日弁連の活動と経過について

- (1) 法曹人口問題に関する緊急提言(平成20年7月18日)

平成20年度日弁連執行部は、宮崎日弁連会長の、「修習生の就職難や多数の2回試験不合格者等のひずみが生じつつあり、このひずみについては、増員のスピードダウンを含む諸施策の中で、速やかに解消を図る必要がある。」そのための専門組織を直ちに立ち上げ「緊急を要する増員のスピードについては時機を失せず提言を、将来の適正な法曹人口については2年以内に具体的な提言を行う。」との公約に基づき、平成20年4月、「平成20年8月を目処に発表することを予定する法曹人口問題に関する暫定的提言の原案を検討し、策定することを目的としたワーキンググループを設置した。そして、同グループの原案を元に、日弁連は、平成20年7月18日、「本年度司法試験合格者の決定にあたっては、2010年頃に合格者3000人程度にするという数値目標にとらわれることなく、法曹の質に十分配慮した慎重かつ厳格な審議がなされるべきである。」との内容の緊急的提言を発表した。

上記の通り同提言は、平成20年度司法試験の最終発表をにらんでの緊急提言であり、その理由については、法科大学院の現状や司法修習の不十分な体制を指摘したうえで、新しい法曹養成制度が現在までのところ成熟するに至っていないこと、就職難に伴うOJTによる弁護士養成の困難さと共に代わる弁護士養成システムの構築・整備に未だ時間を要すること、司法改

革の実現には、人的基盤整備のみならず併せて制度的基盤の整備が必要であること等を指摘している。

(2) 当面の法曹人口のあり方に関する提言(平成21年3月)

上記緊急提言を受けて、平成20年9月法曹人口問題検討会議が設置された。同検討会議は、①想定する法曹像及び法曹の質、②法曹養成制度、③法的ニーズ及び弁護士採用問題、④弁護士過疎偏在対策、⑤国選弁護、裁判員裁判対応問題、⑥司法の基盤整備・制度整備問題、⑦隣接士業問題等を検討項目とした上で検討を重ね、平成21年2月2日執行部宛意見書を提出した。

執行部は同検討会議の意見書を元に、当面の法曹人口のあり方に関する提言（案）を策定し、本執筆時点では理事会において検討中であり、本年3月の理事会で日弁連としての提言が承認、発表される予定である。

同提言（案）は、司法改革を積極的に推進し、法曹人口5万人規模の体制整備に向け引き続き最大限の努力を行う、と宣言しつつ、「来年度（2009年度）以降数年間は、現状の合格者数（2007年度約2100名、2008年度約2200名）を目安としつつ、慎重かつ厳格な合否判定によって決定されることが相当である。その後の適正な法曹人口のあり方については、諸状況の変化を踏まえ、あらためて検討されるべきである。」とした。そしてその理由（諸状況）として、司法制度改革における人的制度的基盤の未整備、新たな法曹養成制度の未成熟、新規法曹の質についての懸念等を挙げている。

(3) 新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言（平成21年1月16日）

日弁連は、法科大学院センターの意見を元に、前記法曹人口問題に関する提言に先立ち、法曹養成制度の改善方策に関する提言を承認し公表した。これは、前記法曹人口問題に関する緊急

提言や、中央教育審議会の中間とりまとめに対する意見等をふまえて、新しい法曹養成制度全般に関する改善方策について提言したもので、法科大学院の基本的な履修科目、臨床科目、教育内容・方法、成績評価および修了認定、さらには新司法試験の短答式試験、予備試験制度、新規登録弁護士の実務能力の向上等対象は多岐にわたるが、特に法科大学院の1学年定員を当面4000名程度まで大幅削減することを提言していることが印象的である。

3 法曹人口の数について

司法制度改革審議会意見書は、「平成22（2010）年ころに新司法試験の合格者数3000人達成を目指す、これにより平成30（2018）年ころまでには実働法曹人口5万人規模に達することが見込まれる」とする。しかし、5万人に達した後の合格者数には触れていない。日弁連の試算によれば、2010年以降毎年合格者3000人とした場合、法曹人口は、2018年に5万5000人、2056年には約13万人に至ることになる。したがって、意見書に基づく司法改革の理念としての5万人達成（意見書によればこの数字も「上限」ではないが）を速やかに実現するとともに、法曹人口を5万人程度で均衡させるためには、3000人若しくはこれに近い毎年の合格者数を確保するとともに、5万人達成後若しくはそれ以前の一定の時期に合格者数を大幅に低減する必要がある。もちろんこの場合の法科大学院に対する影響は計り知れない。

4 法曹像および法曹の質について

法曹の質を検討する前提として、「法曹像」について論ずる必要がある。法曹像如何によって「法曹の質」の中身が代わってくるからである。この点上記検討会議の意見書、日弁連の提言（案）は、いずれもプロフェッショナル（弁護

士モデルとしての公益性、専門性を要素とした法律専門職)を前提としている。改革審意見書も同様であり、法曹とは、プロフェッショナルとして、いわば市民の「社会生活上の医師」として、市民の多様な法的需要に即した法的サービスを提供する存在であるとしている。

同意見書はかかる法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を掲げているが、新法曹養成制度はこのような法曹の「質」の育成・確保を前提として設計されたものであり、このような質の育成は、当然のことながら中央大学法科大学院の基本的な教育方針でもある。

現在、司法研修所の2回試験における大量不合格者の輩出、実務修習における修習生の成績、法曹となってからの実務における実態等諸現象から、法曹三者において、合格者、修習生、新法曹における質の低下が懸念されている。新司法試験制度の未成熟、修習期間の短縮等様々な要因があろうが、法科大学院において本来の設計に沿った教育がなされていないこと、その理由として、法科大学院の数の多さとこれに伴う学生数の多さ、その結果生じる学生・教員の質の不足、これらも含めた法科大学院や教員自体の新法曹養成制度の理念に対する理解不足等が挙げられよう。

5 法科大学院について

どの制度においても初めから完璧な制度はなく、我々が高く評価してきた修習制度においても、スタートからの10年間は様々な批判を受けてきた。その意味で、スタートして間もない法科大学院制度については、内外を問わず問題点の改革・解決に努力することは当然としながら

も、温かく見守る必要があろう。問題は同制度が理念どおり機能するまでの間の卒業生・在校生をどうフォローするかである。理念と現実の狭間で極めて困難な問題である。

前項で述べたとおり、個人的には、法科大学院の数も学生数も適正規模を大幅に上回っていると感じている。現在の学校数74校、学生数5800人に対し、法科大学院制度設計の段階で日弁連が検討していた学校数は35~40校、学生数は4000人前後であったかと思う。この数字は、実務家教員を含む能力的に担保された教員数、法科大学院の理念を体現できる能力を備えた学生数、さらには双方向・多方向の授業が可能なクラス編成等を勘案した結果であった。学校数と学生数における適正規模は、審議会意見書が目指した7~8割が合格するレベルの教育内容を実現するための前提になると考える。その意味で、前記日弁連の「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」がいう学生数4000名程度への削減提言には理由がある。

以上のような現在の法科大学院の現状に対する懸念は、全体としての評価であり、幸い我が中央大学法科大学院には当てはまらない。しかし、ことは新法曹養成制度、法科大学院制度の根幹に関わる問題であり、我々としても等閑視することはできないと考える。

法科大学院を取り巻く現状と これからの課題

中央大学法科大学院教授

◆ 大村 雅彦



1 はじめに

昨今、法科大学院制度は批判的意見にさらされている。法科大学院は新しい法曹養成制度の中核として設立されたものであり、それに伴って新司法修習も1年間に短縮された。その法科大学院制度や、2010年頃に新司法試験合格者数3,000人を目指すとした閣議決定に対し、政界の一部や弁護士会を中心に、近年とみに批判が噴出している。それらを踏まえて、近況のご報告をしたいと思う。(以下、意見にわたる部分は私の個人的意見である。)

2 法曹人口問題と法科大学院への批判

法曹増員や法科大学院制度に対する消極的意見は、遡れば制度発足前からあったと記憶しているが、2008年2月に当時の鳩山法務大臣が毎年3,000人合格させるのは多すぎるのではないかという趣旨の見解を述べたことが、批判的動きに高揚をもたらすきっかけになった。これに関連して、当時の河合法務副大臣も、各地の法科大学院を訪問し、法科大学院教育や学生の質についてかなり「率直な意見交換」をした。自由民主党の司法制度調査会・法曹養成等に関する小委員会においても、厳しい議論がなされたと聞く。法科大学院に対する批判は、一言でいえば、法科大学院制度が法曹をいわば「粗製濫造」しようとしているのではないか、との疑いの念に発していると思われる。

弁護士会でも、一昨年あたりから地方のいくつかの単位会で弁護士人口急増に対する反対の声が矢継ぎ早に上がり、それを受けて、日弁連は、2008年7月18日に、法曹増員の「ペースダウン」を求める「緊急提言」を公表した。そこでは、ペースダウンを求める理由として、新規登録弁護士の急増による就職困難、それによるOJTの困難、弁護士人口の急増による競争の

激化などとともに、法科大学院における教育の質の低下やばらつきについての懸念もあげられている。

さらに、2009年2月8日の新聞報道によれば、日弁連は、司法試験合格者数を2008年の水準(2,100人～2,200人程度)に数年間据え置くよう求め提言をする見通しであるとのことである。法科大学院に入学した現在の新入生は、自分たちが新司法試験を受験する頃には3,000人合格になる見通しだという「閣議決定」を信頼して入学しただけに、彼らから見ればこれはショックであろう。法曹人口問題だけでなく、裁判員制度への抵抗なども勘案すると、司法制度改革そのものが今や重大な曲がり角に来ていると感じられる(なお、日弁連の考え方については、本特集の中で奈良道博幹事長による論稿が予定されている)。

3 法科大学院協会等の対応

法曹増員問題や質の問題への批判の噴出に対し、法科大学院協会は、2008年6月7日に理事長所感「法科大学院を取りまく現状について」を公表し、さらに、同年8月7日には、「法曹養成制度をめぐる最近の議論について」と題する声明を公表した(協会のHP参照)。これらは、法曹養成制度改革の意義を重視する立場から反論を展開するとともに、逆に、法科大学院として果たすべき責務をも強調し、改めて各法科大学院の責任感の喚起を図ったものである。

文部科学省の中教審大学分科会法科大学院特別部会(以下、「中教審」という)も、法科大学院制度に対する一連の批判的動きを踏まえて現状の把握と改善の方向を探る作業を行っており、ワーキング・グループを設置して審議の結果、2008年9月30日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」と題する中間

報告を公表した（以下、「中間報告」という）。2009年3月末には最終報告を発表するものと思われる。

さらに、2008年12月6日には、法科大学院協会主催のシンポジウムが開催された。このシンポジウムの趣旨はどこにあるかというと、法科大学院制度はすでに3期合計11,500名あまりの修了者を送り出し、そのうち4,925名が新司法試験に合格して法曹への道を歩み始めており、多様な法律家を数多く育てるという役割を法科大学院は果たしつつあるのであるが、同時に、新司法試験の平均合格率の低下、全体の入学志願者数の減少など、法科大学院を取り巻く客観的状況が一段と厳しくなっている現状を踏まえ、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の理念がどこまで達成できているか、どこに足りない点があるか、困難の原因は何か、それを改善するために何をするべきか、そして法科大学院はどんな方向を目指すべきかを検討しようということであった。シンポジウムの内容は「ロースクール研究」誌の4月号に掲載されるので、ここでは紙数の関係上省くこととし、そちらをご参照いただくことにしたい。

4 「人口」問題と「質」の問題の交錯

法科大学院に対する現在の批判は、法曹人口（といっても実態は弁護士人口）の急増に対する反対論がまずあり、法科大学院に対する質の批判はそれと連動して出てきていると思われる。仮に法科大学院制度ではなく旧制度の下で司法試験合格者数を3000人まで増やすと決めてそれを実行してきたとしても、弁護士会の反対論の理由が前述のようなところにあるとすれば、やはり法曹急増に対する反対論は起こったと思われる。その意味で、急増批判と法科大学院批判は相対的には別のものであろう。しかし、法科大学院制度は法曹の量的拡大と質的充実の両方の役割を担わされているために、両方の批判はどうしてもリンクしてくることになる。とりわけ、法科大学院が74校も認可され、事前規制ではなく、自由競争で好きなように競い合いなさいという国家政策が採られたために（そこがそもそも躊躇の始まりなのであるが）、基本科目の専任教員すらろくに確保できない法科大学院もかなり出てきて（特に地方に多い）、必然的に質の批判にさらされることになる。ところが、「地方切り捨て」という批判を受けるのは困る

ため、地方の法曹養成のために地方にも法科大学院を残すべきだという主張に反論できないので、質のよくない法科大学院でも維持される構図になっており、逆に、都市部の大規模法科大学院の方がいくら頑張って質の高い教育をしても、批判の矢面に立たされやすい。

その典型が、「定員削減問題」である。法曹養成機関と位置づけられている以上、新司法試験の合格率が極端に低い法科大学院については、質どころか、存在意義を問題視されてもやむを得ないところである。前記「中間報告」も、そのような法科大学院に対しては、定員削減などを求めている。普通の学校ではない法曹養成機関としての社会的責任を考えると、本来であれば、募集停止、廃止なども呼びかけるべきところであろう。しかし、矛先は、都市部の大規模法科大学院にも向けられる。文部科学省も、合格者数のきわめて少ない法科大学院だけでなく、大規模法科大学院にも定員削減に付き合ってくれと呼びかける。しかし、「みんなで2割くらい削減して、平均合格率を上げて、法科大学院制度を維持しよう」というのは、護送船団方式の復活である。質的に問題があっても定員削減でみんな生き残らせるなら、本質的改善にはならない。

なお、大規模校は少人数教育ができないだろうというのは思い込みであり、中大は1クラス50人標準（基本科目）という文科省の基準を守っている（守っていなかった大規模国立校もあるが）。

また、中大法科大学院出身の新人法曹の3割程度は、地方（自分の郷里など）で弁護士登録しており、北海道から沖縄まで、地方の法曹増員にも大いに貢献しているのである。

「一律的」な定員削減の強要により「縮小均衡」してみんなうまく生き残ろうというのは、いかにも後ろ向きの議論である。定員削減以外に、質の向上策はもっとあるはずである。本学の福原紀彦研究科長もそのような考え方で打開策を模索しておられる。

5 今後の課題

中央大学は一生懸命やってきていると自負しているが、あまり言うと大規模校の不遜と誤解されかねないのでこれくらいにして、今後の課題を謙虚に考えてみよう。

(1) 法学未修者の問題

中央大学法科大学院では、昨年の新司法試験で、いわゆる「新卒者」に限ってみると合格率が約75%，つまり卒業してすぐに受験した者たちは4人のうち3人が合格した。3年生のときに私のテーマ演習（ゼミ）を取った約20名のうち、80%以上は合格している。これだけみれば、司法制度改革審議会が想定した数字を達成しているといえる。教員やOBのご尽力に深く感謝申し上げたい。もっとも、冷静に見て、常にこれが続くという保障はない。

しかも、最大の問題は、法学未修者の合格率が低迷したことである。全国的にみても、法学未修者の新司法試験合格率は既修者のそれに比べて相当低い。この部分がいつまで経ってもうまくいかなければ、今の法科大学院の仕組みには制度的な無理があるということになろう。適性試験があまり当てにならないだけに、いわゆる「純粹未修者」は、成績がすごく伸びる者たちと低迷する者たちと、両極端に分かれるのが現実である。

中教審は、未修者の問題を考慮した標準カリキュラムの見直しを検討中である。私は基本科目をもう少し重視すべきであると思う。中大法科大学院は、1年次から2年次へ上がる段階でGPA（成績を数値化したもの）によるスクリーニング制度を導入した。進級認定をより厳格にするためである。あるいは、未修者には、じっくり勉強させるために最初から4年コースも用意すべきかも知れない。逆に、未修者が自分は法律に向いていないと感じて自主退学した場合に、それが入学して半年以内であれば授業料を半額返還するなど、早期撤退への配慮も考えられる。

(2) 法科大学院制度と修習制度との連携

司法研修所は、1年間の短縮型修習制度を確立し、各地の裁判所・検察庁・弁護士会も実務修習指導の負担増によく対応してきていると思われる。他方で、二回試験の不合格者数が増加したことが話題になった。しかし、母数が大きくなっているだけに、仮に1割程度の不合格者が出了としても、それをもって新しい制度によって生み出される法曹の「全体の質」が低下したとする

根拠とまでいえるかは疑わしいと思う。最高裁事務総局の報告書でも、「大多数の司法修習生は、自分たちのころと同様に、熱心に修習に取り組んでおり、期待した成果を上げている」としている。

ただ、それでも、前期の集合修習は性急な廃止でよかったです。法科大学院教育と司法修習との「連携」を再度見直す必要はないであろうか。2006年に行われたごく短い導入修習だけでも復活せよとの声もある。

ちなみに、中央大学では、新司法試験の受験を終えた卒業生が比較的暇な夏の時期に、研修所とタイアップして司法修習への導入講座を設けているが、大・中規模法科大学院がそのようなサポートの仕組みを導入することも考えるべきであろう。

(3) 新法曹の職域問題

現在、これが大きな課題である。司法制度改革審議会は、法曹が社会のすみずみに進出していくことが法の支配や法化社会のために必要であると強調していた。しかし、現状では、裁判官・検察官はあまり増やされず、企業内弁護士の採用を推進している企業はまだ少なく、官公庁など公的部門の法曹採用もなかなか進んでいない。ただただ新人弁護士が増えて就職競争をしているというのが現状である（そのような厳しい状況の中で、我々は中大法曹会の温かいご協力を得ている。改めて感謝申し上げる）。弁護士の新たな職域開拓の成果はあまり聞かない。それが旧態依然である限り、抜本的に法曹増員をすることが難しくなる。この点は、私も所属する法科大学院協会「職域問題等検討委員会」でも苦慮しているところである。同委員会は、今年1月28日に中大の模擬法廷教室において企業法務シンポジウムを開催した。そこでは、企業31社、法科大学院27校、法務省、文科省、日弁連から、合計約100人の参加者を得て、率直かつ有意義な議論が展開された。みんなが知恵を出し合って事態を少しずつでも打開していくことが期待されている。

以上

新司法修習における 刑事裁判教育

司法研修所教官

島田 一



はじめに

新しい法曹養成制度の下、初めて法科大学院を卒業し新司法試験に合格した新60期司法修習生は、平成19年12月、1年間の司法修習を終えて法曹資格を取得し、平成20年12月には、いわゆる未修者を含む新61期司法修習生が法曹資格を取得した。そして、平成20年11月末から、新62期司法修習生約2000名が全国46の実務修習地で、司法修習を開始している。

私は、任官20年目の裁判官であり、これまで主に刑事裁判を担当し、平成17年3月から、司法研修所の刑事裁判教官として、現行修習及び新修習双方の修習生に対する指導を行っている。ところで、本年5月から、裁判員裁判が開始される。本稿では、そのような時期において、司法研修所で行っている刑事裁判教育の一部をご紹介することとした。なお、感想や意見にわたる部分は、あくまで私の個人的なものにとどまることをお断りしておく。

新しい修習制度の目標

ご承知のとおり、新司法修習の期間は1年であり、前期修習がなく、合計8か月の分野別修習、2か月の選択型修習及び司法研修所における2か月の集合修習で実施されている。

新司法修習は、法科大学院において修得した学識や基礎的素養等を前提として、その深化を図り、これを実務に応用できる能力を涵養する

ことを目的としており、法曹に共通して必要とされる基本的で汎用的な法理論及び技法を修得させることを目標としている。

そして、刑事裁判の修習内容は、事実認定と訴訟手続の二本柱から構成されているところ、裁判員裁判を中心とする新しい刑事訴訟手続に対応できる法曹の養成をも意識して指導していくこととした。すなわち、①事実認定については、法科大学院で修得した実体法に関する基本的理解を前提にした上、判断を要する事項との関係で重要な意味を持つ証拠や事実は何かという判断の骨格を意識しながら、証拠に基づいて的確に事実を認定する能力を、②訴訟手続については、日常的に行われている諸手続や当事者の訴訟行為について、その根拠や必要性、法的な意味合いを理解し、それを他の場面でも応用できる能力を、③それらに加えて、自己の意見や判断の過程を文章又は口頭で論理的に分かりやすく説明する能力を修得させることを目標としている。

上記のような能力は、刑事裁判官にとって必要な能力であるというだけでなく、刑事実務に携わる検察官及び弁護士にとっても共通の基盤になるものと考えられる。他方、刑事裁判官だけに必要とされる判決書作成の技術的又は形式的な事柄については、主に裁判官任官後の研修やOJTに委ねることとしている。

集合修習におけるカリキュラムの一例

このような指導目標を達成するため、新60期以降、司法研修所における集合修習の刑事裁判科目及び刑事共通科目（検察教官室及び刑事弁護教官室との共同実施）では、分野別修習との連続性を保ちつつ、上記①ないし③の能力を一層向上させるべく、カリキュラムの編成に当たり工夫を重ねてきた。

例えば、刑事裁判の起案において、実在した事件を基にして修習用に作成した教材（いわゆる白表紙記録）を使用する点では従来と同様であるが、事実認定に関する争点を予め示した上、判決書の形式にとらわれることなく、争点に対する結論とその判断過程を証拠に基づいて具体的に説明するよう求めている。また、令状や公判前整理手続、公判手続、証拠法等に関して、実務上、よく起こる基本的な問題点を取り上げて、その制度趣旨や実務の運用等について、簡潔に答えるよう求めている。

刑事裁判の問題研究では、裁判員裁判の実施を見据えて、分かりやすい証拠調べの方法や公判前整理手続における証拠開示の問題などを取り上げている。

さらに、刑事共通科目においても、同様の観点から、従来の模擬裁判を変更し、修習生に、証明予定事実記載書や予定主張書面を記載させて、争点及び証拠の整理を行わせたり、これに基づいて証人尋問を実演させたりした上、3教

官が講評を加えるカリキュラムを実施している。

法科大学院に対する期待

今、刑事裁判の姿は、裁判員裁判の実施により、大きく変わろうとしている。また、それだけにとどまらず、規制緩和や経済状況の変化の中で、複雑で困難な紛争が多数生じており、法律による事後的な解決が求められている。

新司法修習生について、一定の傾向があるのかどうか、軽々に評価することはできないが、個人的な印象としては、①口頭でのコミュニケーション能力が高く、②修習に取り組む姿勢が真摯である、と感じている。これは、法科大学院における教育の成果であると考えられる。③他方、修習開始の時点では、実体法や訴訟法の基礎的理解や知識が不足していると思われる者も少なくないように感じる。ただし、新司法修習生は、上記①②の特性を活かして、1年という短期間でありながら、積極的かつ意欲的に修習に取り組んでおり、その成長ぶりには著しいものがある。そうであればこそ、法科大学院と司法研修所がより一層協力して連携を深めることにより、その一連のプロセスの中で、新しい制度や複雑困難な紛争に対応することができる足腰の強い法曹を育成していくことが可能になるものと思われる。

以上

法科大学院における刑事実務教育 (検察官の立場から)

最高検察庁検事

保坂 洋彦



1 はじめに

法科大学院における実務教育は、いわゆる「プロセス」としての法曹養成制度の一端として、「法理論と実務との架橋」の実践を求められている。特に、司法修習期間が1年に短縮され、従来の司法研修所の前期修習が廃止されることに伴って必要不可欠なものとされ、実務家教員がその教育を担うこととなった。私も、平成17年度から3年間、一橋大学及び立教大学の両法科大学院に実務家教員として派遣され、教員生活を送ってきた。本稿は、派遣された両法科大学院における体験に基づくもので、その際に感じた個人的な感想・意見を記したものであることをお断りしておく。

2 法科大学院における刑事実務教育の内容

両大学院とも、刑事実務科目としては、「刑事実務」と「模擬裁判」を実施している。履修に際しては、刑法、刑事訴訟法の習得を前提としているが、これまでの刑法・刑訴法の勉強は、例えば、Aは殺意を持って包丁で人を刺したというように、行為者の故意や行為態様を含め確定した事実が与えられ、それを前提に法的な問題点は何で、何罪が成立するかという条文解釈・適用が中心であった。しかし、実務では、社会に生起した事件を対象としており、条文解釈・適用以前に、対象たる事件が、そもそも事件といえるのか、犯人とされている人が本当にその

事件を起こしたのか、犯人の行為は具体的にどのようなもので、内心（故意）はどうだったのかといった事実関係の確定が必要で、まずは法律を適用するための事実の確定を行わねばならず、それが最も重要な作業とさえいえ、まさに司法研修所教育の中核として行われてきた。そこで、法科大学院では、「刑事実務」「模擬裁判」の中で、司法研修所教育の前期修習の導入ともいえる事実の抽出・確定の在り方・方法等を刑事手続きに即して教えることとした。

ただ、法科大学院での教育について言えば、学問の自由の問題があつて決まったものがない上、多数の教官が合議をして指導内容を綿密かつ統一的に作り上げる司法研修所教育とは異なり、教員が一人で自らの経験に基づいて教育内容を作らざるを得ず、しかも、一コマ90分・15回という時間的制約の中で行わざるをえないわけで、その目的を十分に満たすだけの教育内容を実践することは非常に困難だと感じた。

3 刑事実務教育の実情と問題点

最近、新司法試験合格者数の増加や合格率の低い法科大学院の存在に加え、司法研修所2回試験での不合格者数の増加が相まって、合格者の質の低下と法科大学院教育の不十分さが指摘されているが、この二つの指摘は、果たして的を射たものであろうか。

この点、法科大学院に籍を置いた者から言わせてもらえば、制度を変え、教育のシステム・

内容を変え、従前と同一の条件でなくなった以上、単純な比較のしようがないことであるし、果たして自らの来し方を振り返って自分たちの合格時の実力、修習生時代の実力がどれほどであったかは疑問なしとしないところであり、質の低下という議論には到底与しない。しかしながら、法科大学院教育に全く問題点・反省点がないということではないと考えている。

法科大学院では、考える教育と、理論だけでなく事実を踏まえての法律判断という点を意識した教育を実践しており、特に、刑事実務では、法解釈・法適用の前に事実の確定が重要であることを教えている。もちろん社会で生じた事実を取り上げ、それを評価するだけならあえて法律家である必要がないことは裁判員制度を導入したことからも明らかであり、やはり法律家として期待されることは、法律の理解を前提として、法的に何が問題で、法的評価のためににはどのような事実を収集し、証拠化すべきかを判断・決定することである。したがって、刑法・刑訴法の正しい理解が必要で、そのための教育が十分行われることが重要だが、制度的に十分担保されているかという問題があると思われる。

すなわち、法科大学院では、①民法・刑法等の法律基本科目、②刑事実務等の実務基礎科目、③知的財産法等の展開・先端科目、④法社会学や外国法等の基礎法学・隣接科目の4群のすべてを学ぶことが必要で、各群で学ぶべき単位数と教えることのできる上限が設定されている。そのため、例えば刑法の履修時間が不十分だからといって刑法の授業を増やすということができない仕組みとなっている。4群の科目はそれぞれに学ぶ意義のあるものではあるが、未修者で3年間、既修者でも2年間に4群のすべてを学ぶ時間的余裕があるかは疑問である。特に、実務科目や先端・展開科目を学ぶ際には法律基本科目の習得が前提で、それがおろそかでは到底十分な理解は望めず、砂上の楼閣になるおそ

れすらある。基本をきちんと学べば、先端・展開科目は合格後に学んでも十分に対応可能だと思う。やはり何事も基本が肝心であり、子供のころの勉強の基本が「読み・書き・算盤（計算）」であるのと同様、法律の基本は憲法・民法・刑法等のいわゆる六法なのであるから、そこに時間を割き、六法をきちんと理解することが必要と思われる。この点、法律基本科目の単位数の増加を認め、そればかり教えることは試験対策であり、予備校教育と同じだと批判があるが、全く的を射たものでないことは明白である。加えて、法科大学院で答案作成をさせて添削指導することが予備校化だと批判もあるが、それも法科大学院教育の実態を見ない机上の批判と言わねばならない。予備校教育の問題点は、この問題にはこう書くというパターン化したマニュアル的な指導にあるのであるから、法科大学院において、法的に意味のある事実をきちんと抽出させ、法的問題点はどこにあり、どう解決すべきかを自分の頭で考えて答案にさせることは、まさに事実を基に、法律の理解度を、文章表現を通じて把握する大事な訓練の一つであって、答案練習で予備校化だと批判が全くの的外れであることは明らかである。

4 終わりに

以上、誠に抽象的な話で、依頼の趣旨に沿わないものとなってしまったが、法科大学院の学生の意欲と態度は真剣であり、その学生に対し、考える教育、事実を踏まえた教育を実践している現在の法科大学院教育の方向性は決して間違ったものとは思えない。しかし、学生に基本を徹底的に叩き込むという点ではまだ改善の余地があると思われる。今後、法科大学院の定員の見直しだけでなく、法律基本科目の時間数の増加等教育内容の面での見直しについても是非行ってもらいたいと思っている。

法科大学院教育と法曹実務 (弁護士の立場から)

弁護士

◆ 村下憲司



1 はじめに

法科大学院制度が2004年4月にスタートを切り、2007年12月に最初の法科大学院出身の法曹が誕生し、その活躍が期待されているところですが、一方において、二回試験に合格することのできない司法修習生の増加が報道されるなど、法科大学院制度の問題点を指摘する声が挙がっているところです。そこで、本稿では、法科大学院教育と弁護士実務という視点から、法科大学院教育についての一考察をさせて頂きたいと存じます。

2 法科大学院制度と新しい法曹養成制度

法科大学院を含む新しい法曹養成制度では、法科大学院の卒業生のみが受験する司法試験(新司法試験)の合格者が、1年間の司法修習と二回試験を経て法曹となる制度です。この1年間の司法修習期間には従来の前期修習に相当する修習は含まれていないため、各法科大学院には、2年ないしは3年間を原則とする在籍期間内に、法科大学院入学時に法律をある程度学んだことがある者(法学既修者)、法律を全く学んだことのない者(法学未修者)を問わず、学生を前期修習修了時に相当するレベルに引き上げることが求められています。さらに、法科大学院には、知的財産法、経済法、労働法などの専門科目の教育を行うことも求められています。このため、各法科大学院は、従来、司法試験合格時までに受験生各自が勉強していた憲法、民法、刑法などの基礎的な法律科目の授業に加え、知的財産法、経済法、労働法などの専門的な法律科目の授業、さらには、従来、前期修習

で行われていた模擬裁判、法律相談実習などをカリキュラムに組み込んでいます。

このような新しい法曹養成制度を見ると、独立で司法試験科目の習得に取り組み、一発勝負の旧司法試験に人生を賭け、2年ないし1年6ヶ月の司法修習において各自が受験時代に勉強した法律のより高度なマスターを目指していた旧制度とは、時代が変わったと思わざるを得ないものがあります。

しかしながら、前期修習を体験した弁護士の立場から厳しく見つめれば、法科大学院入学時に法律を全く知らない法学未修者、あるいは法学既修者といえども法律の勉強を未だ十分に行っていない者を、法科大学院において2年ないし3年の間に、前期修習修了程度にまで学力を引き上げることができるのだろうかと、自ずと疑問が湧きあがってきます。

3 法科大学院卒業生に求められる学力について

この点、従来の法曹養成制度から新しい法曹養成制度へと変更された以上、法科大学院卒業生に求める学力として従来の前期修習修了程度にこだわらず、基礎的な法知識や起案能力は新司法試験合格後の司法修習と法曹になってからの各自の勉強・研究に任せれば良いのではないか、とういう考え方もあり立つかもしれません。しかしながら、弁護士の立場からしますと、このような考え方には私は少々不安を感じます。と申しますのは、弁護士は弁護士登録すれば一人前の弁護士として扱われますが、弁護士として業務を行い市民からの信頼を得るために、最低限、従来の二回試験合格レベルの法知識と

能力が必要です。ところが、新司法試験の修習期間は前述のとおり1年間しかないので、従来の前期修習修了に達していないレベルから二回試験合格レベルにまで達することは大変に困難です。また、万が一にも、従来の二回試験合格レベルに達しないままに二回試験に合格してしまうと、弁護士会では基礎的な法知識や起案能力を伸ばすための研修制度を現在のところ用意しておりませんので、弁護士になってから弁護士業務に必要な最低限の法知識と能力を得ることは困難といわざるを得ません。

このため、私は、法科大学院卒業生には、従来の前期修習修了程度の基礎的な法知識と起案能力を有していて欲しいと考えています。

昨今の二回試験不合格者が増加した旨の報道は、弁護士に対する市民の信頼を大きく損ないかねないインパクトのあるものでした。二回試験に合格することのできなかった原因は様々なものがあると思われますが、前期修習を廃止した現在の法曹養成制度においては、法科大学院において前期修習修了程度の法知識と能力を身につけることが問題解決の一つの鍵になるのではないかと思われます。

4 前期修習修了レベルとは

それでは、法科大学院の卒業生に求める前期修習修了レベルとはどのようなものかを考えてみたいと思います。

法律文書は、多かれ少なかれ、具体的な事実を詳細に検討し、どの事実が如何なる法令に関するのかを分析し、事実関係を法律構成し、法律上の結論を第三者が客観的に検証することができるよう法律論に則って理由と結論を提示した文書ですので、このような法的文書を作成できる知識と能力を有していなければ、実務修習で十分に学ぶことは困難です。このため、かかる知識と能力が前期修習修了レベルの法知識と起案能力と言えるでしょう。

これを具体的に履修科目に則して申し上げますと、民事系、刑事系について、基礎的な原理原則・条文知識、基本的な要件事実、簡単な事実認定の手法等を習得して、生の事実関係から法律上必要となる具体的な事実を抽出して法律

構成し、第三者が読んで理解することのできる法的な文章を起案する学力ということになろうかと思われます。

5 学生の皆様や教職員の方々にお願いしたいこと

そこで、私が法科大学院に在籍する学生や教職員の方々にお願いしたいことは、まずは、基礎的な原理原則、条文知識、著名な裁判例の習得の充実に努めて頂きたい、ということです。具体的には、基本的な要件事実の習得や、刑事に関する能力を身につける前提として、特に民法と刑法の勉強をしっかりと行って欲しいと考えています。

次に、法的文章を書く能力を身につけるために、法的な文章を多く書いて、なるべく多くの人に見てもらい、自分の主張が第三者に理解されているのか否かを検証する機会を多く設け、例えば、口頭での議論に替えて、文章での議論を試みる必要もあるのではないかと思われます。様々な制約はあろうかとは思いますが、是非ともこのような機会を多く設け、あるいはこのような機会を逃さないようにして欲しいと考えます。

6 最後に

以上、思いつくままに、私の疑問に思うところを述べさせて頂きましたが、法科大学院制度は、これまでの旧司法試験時代の、実務でどのように使われるのかを意識せずに、ひたすら法律の勉強をしなければいけなかった傾向を、模擬裁判や弁護方針の立て方を学ぶ機会を体験することを通じて、メリハリをつけて勉強できるようになるなどの良い点も数多く有している制度ではないかと考えています。

最後に、中大法曹会の皆様、また未来の中大法曹会の会員である中央大学及び中央大学法科大学院の卒業生の皆様のご発展を祈念して本稿を終えたいと思います。

以上

地方自治体における法曹の役割 —エクスターングループの開始に際して—

狛江市企画財政部政策室長

◆ 平林 浩一



【地方分権の時代】

いま地方自治体は、大きく変わろうとしている。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、これまでの中央集権型行政システムの根幹をなしてきた「機関委任事務制度」の廃止をはじめ、国の様々な関与が縮減された。国と地方は「対等・協力」の関係になり、今後、ますます各自治体が地域の実情に応じて、自主的に総合行政を推進していくことが求められている。

ここで地方分権とは、地域のことは地域自ら決めることができるようになると、この反対語は、中央がものごとの多くを決める中央集権ということになる。なぜ今、地方分権が必要なのか。その最大の理由は、「住民のニーズにあった地方政府を実現するため」である。

【沿革】

明治の廃藩置県によってそれまでの藩が廃止され府県が設置されるとともに、1888年には地方自治体としての市町村が誕生したが、日本が近代国家として歩み始めた明治期には、殖産興業、富国強兵など国の基盤や体制づくりを強力に推し進める必要性から、権限、財源、人、情報を国家に集中させる強い中央集権体制の行政システムが構築された。このような体制の下、戦前の地方自治は総じて脆弱であった。

戦後の自由化のもと、日本国憲法に新たに「地方自治」の章が設けられ、地方自治法も制定された。このように「地方自治」が制度化された点が、戦後の地方制度の戦前との大きな違

いである。

しかしながら実態としては、機関委任事務や必置規制などを通じて国からの関与は温存され、中央集権体制は事実上戦後も継続してきた。

中央集権体制については、日本の高度経済成長などに貢献したとの評価もある一方で、社会が成熟化するにつれ、地域によって異なる諸問題に適切かつ迅速に対応できず、また地域の特徴や個性、地域独自のアイデアを活用しにくいといった点で、その「制度疲労」を指摘する声が高まってきた。この状況を解消するために、地域の行政は地域で決定するとともにその責任も自分たちが負うという行政システムを構築することが求められた。

【権限、財源、そして人材】

繰り返しになるが、地方分権とは、住民のニーズにあった地方政府を実現するためには、地域のことは地域自ら決めができるようになると、この反対語は、中央集権下を代表する言葉に「3割自治」がある。これは財源の問題とともに、地方固有の仕事は3割しかなく、あとの多くは中央政府の下請けである状態を揶揄したものである。真に地方自治体が、本来の地方政府を取り戻すためには、国からの権限委譲、財源移譲が必要である一方で、地方としては分権の受け皿として、職務の専門性や実務的な人的要素を含めた行政能力の整備が急務である。

権限委譲については、機関委任事務の廃止や必置規制の見直しなどにより、国の関与のあり

方、国と地方公共団体との間の関係に関する一般ルールが整備されつつある。また、財源移譲については、三位一体の改革が国の赤字財政を地方へ押しつけるという不満のある結果になったものの、夕張市の財政破綻を現実のものとし、自治体としても国に依存せずに健全な財政の確立に向けて必死に努力する契機になったことは間違いない。

さて、分権の受け皿については、地方自治体の側にも、事務処理能力の強化や主体的・効率的に事務・事業を推進する独自のアイデアや創意工夫といった意識改革が求められる。それは、これまで国の指示や指導に従って事務執行しておればよく、独自の考えを求められなかつた構造からの脱却である。そして、地方自治体は、これまで以上に地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映できる行政体制の整備・確立を図るなど、それぞれの実情に応じた自主的な取組みを進めることができると求められている。

住民が自治体を選ぶ時代でもある。自治体の創意工夫の発揮と知恵とアイデアで地域間競争を生き抜かなければならない。今後、地方分権を進め、魅力ある地域社会を実現することができるかどうか、自治体職員の肩にかかる。自治体職員は地方分権の実践者なのである。

【自治体における法務専門家の重要性】

自治体職員は自らの政策形成能力を高めるとともに、法令や通達を地域行政のマニュアルとして忠実に実践する国依存型の体质から脱却し、地域住民のニーズを汲み上げその視点に立った仕事を企画・実施することが求められている。また、法システムの現状・問題点や当該政策を取り巻く状況の的確な分析が不可欠であり、今まで以上に自治体職員の法務能力の向上が求められている。

しかしながら、民間においては企業法務が浸透しているにもかかわらず、自治体においては担当者任せの実態があり、その担当者を専門研修等で教育していることで、その法務能力を担

保しているのが現状である。企業よりも厳格に法律や例規に基づいて行政活動をしている自治体であるがゆえ、さらには前述の地方分権の要請により自治体内部においても法務の専門家の存在が重視されるようになっている。

【法科大学院からエクスターントップ生】

泊江市では、今年2月、中央大学法科大学院（中大ロースクール）から4名のエクスターントップ生を受け入れた。泊江市では、今後の自治体における弁護士資格者の雇用も視野に入れて、彼らの活躍の場を検証したいと考えた次第である。地方自治における実務において、法務に関わる課題には事欠かない。

中大ロースクール側としても、法科大学院生に実践的な能力を身につけさせたい、さらには「受け皿なき増員のひずみ」とか「司法試験合格も就職難」として法科大学院全体の定員の見直し論議がある中、法科大学院出身者の働き場の確保として、地方自治体も視野に入れたい等の思惑もあるやに聞いている。いずれにせよ、お互いのベクトルが一致して、今回、中大ロースクール初の自治体エクスターントップが実現したわけである。

【第1回エクスターントップの状況】

さて、今回、エクスターントップ生には、様々な法務に関わる課題に取組んでいただいた。まずは、抜本改正が予定されている新行政不服審査法の法的特徴と泊江市例規への影響の整理、泊江市まちづくり条例（建築基準法の上乗せ規制）の法的問題点の整理、虐待防止に係る新条例の制定の3つを主な研究課題とし、さらには、例規改正の審査や契約書等のチェックなどの実務も経験していただいた。

また、旬な話題である定額給付金についても、泊江市としても対策室を設けて着手する時期であったため、実際に給付事務の流れをトレースして給付要綱を定める事務にも携わっていただいた。できるだけ市民生活に近い現場で、市民

生活で実際に起っている事象を肌身で感じていただけるような機会も取り込んだプログラムであったため、エクスターンシップ生にとっては、かなりエキサイティングな経験だったようである。

新行政不服審査法の課題については、机上の調べ物が中心であったが、法的な分析に長けており、高い専門能力を発揮していただいた。さすが専門教育を受けた法科大学院生である。

まちづくり条例と虐待防止条例の課題については、主に現場での立会いや担当者からの意見聴取により整理していただいた。課題の取組み結果として、私自身、彼らに地方自治の現場で学んでいただきたかったこと、すなわち、法で守られている権利（財産権等）と行政として守るべき権利（市民生存権）とのバランスが大切だということは理解していただいたようである。ただ、その整理の結果として、法を厳格に適用する立場に立つタイプと、法では守りきれない利益を自治体例規で補完するタイプに分かれたことが興味深い。前者のタイプは理路整然としていて法的な推論も緻密ですべてに納得させられるものがある。他方、後者のタイプは法の守備範囲を明確にし、法で救済されない利益を自治立法で埋めようとする姿勢がありありとしている。

さて、この2つのパターンを見て、直感的に思ったことがある。非常に生意気なことを申し上げるが、まさにこの2つのパターンの存在は法科大学院の現状と進むべき方向性を象徴しているのではと。前者は必ずや司法試験では力を発揮するタイプなのであろうが、はっきり言って、行政マンとして求めるタイプは後者である。多分、法曹界においても同様ではないかと推察

する。いずれにせよ、彼らの法務能力の高さを再認識し、地方行政での十分な戦力になることを確証した次第である。

【自治体こそ戦略的法務の場である】

弁護士をはじめとする法曹界は、社会のマイノリティーを救うことができる職業だと認識している。自治体職員も、住民の生命・身体の安全を守るために仕事をするという意味では共通するところが多い。また、法の多くの執行者は、霞ヶ関ではなく自治体職員である。言い換れば、自治体職員の法解釈や運用によって初めて法が有する政策実現がなされていることを認識していただきたい。さらには、自治立法と自治解釈という両面で法務を戦略的に使って課題に挑戦できる地方自治体という職場に魅力をぜひとも感じていただきたい。

【法科大学院生よ、育て！】

社会の多様な人材を法律家として養成するという目的で設置された法科大学院であるが、一方では司法試験の合格者増員による弊害も指摘されている。

国や企業が、そして詳解したように地方分権時代の到来を受けて地方自治体においても、高度な法律専門家をますます必要としている。法科大学院の就職問題を法曹界だけに押しつけず、社会全体が考えるべきだと思う。そのためには、地方自治体も弁護士資格者を適正に評価し、彼らを受け入れる条件整備に努めなければならないことは言うまでもない。

「法に使われる人間ではなく、法を使う人間になれ。」この言葉を、エクスターンシップ修了に際し、彼らに贈る言葉としている。

法科大学院に期待する



凸版印刷株式会社 代表取締役社長

足立直樹

1 法科大学院制度の創設

司法制度改革の一環として2004年4月に法科大学院制度が創設されてから、まもなく5年が経過することになる。過去3回行われた新司法試験では、中央大学法科大学院は数ある全国の法科大学院の中でも常にトップクラスの合格者を輩出しており、教育機関として高い評価を受けている。これは教職員をはじめとした中央大学関係者の皆様や、学生の皆さんとの不断のご努力の結果であり、OBとして大変嬉しく、誇りに思っている。

法科大学院制度の導入が決定された当初、新司法試験の合格者は修了者の7割から8割になると言われていたが、合格率は第1回試験の48.3%をピークに年々低下し、昨年行われた第3回試験では33.0%と3割台に落ち込んだ模様である。なかには、結果として一人の合格者も出ない法科大学院もあると聞いている。これは、当初の想定以上の数の法科大学院が開設され、受験者が増えたことが背景にあることは明白であり、今後、学生の定数見直しを迫られる大学院や淘汰される大学院も出てくるかもしれない。そのような中にあっても、中央大学法科大学院は、大学の創設以来引き継がれてきた理論と実務を融合させた「実学主義」の教育を貫き、一層の発展を目指していただきたい。

2 企業が法科大学院制度に期待すること

近年、グローバル化や情報化の進展、個人の権利意識の向上などにより、我々企業においては、M&Aや知的財産権、競争法関連、労務問題など、いわゆる法務が重要な役割を果たす案件が急増している。また、コンプライアンスや

内部統制、コーポレートガバナンス、さらには敵対的買収防衛策の構築なども、企業経営においてますます重要性が高まっている。こうした社会や企業のニーズに対応し、日本の国際的な競争力を高めるためにも、法科大学院制度の導入によって高度な専門性を備えた法曹が多数輩出され、企業が抱える課題の解決に尽力されることを心から期待している。

従来の法曹育成過程においては、極めて競争の厳しい司法試験が課されていたため、教育の中心となるのは試験に直結した法律基本科目に関する判例や法解釈を、知識として身につけることであったと言われている。しかしながら、企業にとって重要なのは単なる法律知識ではなく、知識を知恵に変える実践力である。多様化する司法ニーズに対応するためにも、企業としては柔軟で創造性に富んだ思考力、卓越した交渉力やプレゼンテーション能力、語学力を含めた国際性、健全な倫理観に基づいたバランス感覚などを備えた実践力のある法曹を望んでいる。こうした企業のニーズに応えるためにも、法科大学院は法学部の学生だけでなく、他学部の出身者や社会人など様々な分野から優秀な人材を積極的に受け入れて、法曹界を活性化することが大いに期待される。

3 法科大学院制度の現実と顕在化した課題

法科大学院制度の導入から5年が経った現在において、着実にその成果が現れつつも、様々な問題点が明らかとなってきた。なかでも最も重大な課題は、最初に述べたように新司法試験の合格率の低下であり、昨年の試験の合格率は

3割台であった。これでは高い意欲と能力のあらん人材を引き付けるには、あまりにもリスクが高いと言わざるを得ない。さらに、法科大学院も新司法試験に直結した教育に注力せざるをえなくなり、制度改革の所期の主旨・目的を実現することは難しいと思われる。

また、法科大学院を修了しても5年で3回の新司法試験受験制限があり、昨年実施された3回目の新司法試験で172名が初めて受験資格を失ったと聞いている。このように制限内に合格できなかった受験者については、その救済措置を真剣に考えるべき時期にある。たとえ法曹資格の取得には至らなかったとしても、企業法務などの分野において法科大学院で学んだことを十分に発揮できる機会を広げることが、重要なと思われる。

4 法科大学院制度のあるべき姿

このような諸問題を踏まえた上で、本来の制度導入主旨に基づいたあるべき姿を実現するため、次のような取り組みを進めてみてはどうか。

法科大学院は各校ごとに独自の教育理念や方針を明確に打ち出し、それぞれ特色を持った教育を行うべきではないか。例えば、涉外法務に強い法曹の育成を目指す法科大学院であれば、語学力や交渉力の育成にも力を入れるとか、知的財産に強い法曹の育成を目指す法科大学院であれば、技術と法律双方の専門性を高める教育を行うといった取り組みがあつてもよいのではないかと思う。同時に、各法科大学院において、その特色に沿った選抜が行われるべきである。法科大学院は、社会人や技術系の学生、帰国子女など、幅広く多様な人材を受け入れるよう努めていただきたい。

また、法曹倫理や健全な常識、バランス感覚等についても法科大学院で教育すべきとの意見もあるが、本来こうした個人の人間性や素養・教養については、法科大学院に入る前にある程度基礎は形成されているものであり、法科大学院のみに期待すべき要素ではないと思われる。強いて言えば、選考段階で面接を行う、またはテーマを与えて小論文を書かせるといった手段によって、個人としての適性を見極めることで

はないかと思う。法科大学院に入る前に身に付けておくべき素養と法科大学院において効率的に学ぶべき内容と実社会において実務を通じて修得すべきものをしっかり見極め、速やかな育成を図るべきである。

さらに、身近で迅速な司法サービスを広く社会に行き渡らせるためには、法曹資格取得者が活躍できる場を拡大していかなければならない。そのためには我々企業としても、積極的な採用や活用に向けて環境を整備しなければならない。また、資格者本人にとっても企業で仕事をすることが魅力だと感じてもらう必要がある。企業からの法科大学院への講師の派遣や法科大学院の学生の企業での実習などを行うことにより、相互の理解を深め、企業法務に興味を持つ優秀な人材を増やしていくたらと考えている。

5 日本の発展のために

現在、わが国経済は未曾有の不況に見舞われている。この状況を打破し、国際的な競争力を高め、更なる発展を遂げるためには、M&Aや知的財産戦略など様々な分野における優秀な法曹人材の活躍が不可欠である。その育成機関として、法科大学院の果たすべき役割は極めて大きい。導入期においていくつかの課題はあるが、大学、行政、そして我々企業も連携して、よりよい制度に改善し、世界に誇れる法曹育成システムとなることを切に願っている。

公設事務所の弁護士について



弁護士

◆ 五嶋俊信

1 自己紹介

弁護士の五嶋俊信と申します。

1990年に中央大学法学部に入学し、1994年に卒業しました。入学後、玉成会に入り司法試験の勉強を始め、その後は法職などにもお世話になりましたながら2002年に司法試験に合格しました。

弁護士登録は2004年10月（司法研修所57期）ですので、5年目に突入したところです。

2 ひまわり基金法律事務所について

ひまわり基金法律事務所とは、司法過疎解消のため、日弁連、各ブロック弁連、単位会の3者の合意の下、設置された事務所です。基本的にはゼロ・ワン地区（裁判所の支部等で弁護士がゼロか又は1人しかいないような地区）に設置されます。

上記事務所の設置の際に、赴任する弁護士は、日弁連より開設費用等の援助を受けて事務所を開設し、通常は2ないし3年の任期で業務を行います。

事務所開設後は、刑事の国選や扶助、民事の扶助等の事件を他の弁護士が受けにくい事件を積極的に行っていくことになります。

なお、法テラスとは異なり、受任事件の制限はないですし、事務所の経営もその赴任した弁護士が担うことになっています。

3 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所について

日向入郷地区ひまわり基金法律事務所は、宮崎県日向市にあります。日向市は、宮崎県北部に位置し、人口が約6万3000人の町です。

日向市は、宮崎地裁延岡支部管轄に属し、地

裁こそありませんが、簡易裁判所及び家裁の出張所があります。

当事務所から主に事件を扱う地裁延岡支部までは車で30分程度でのところにあります。地方はどこもそうでしょうが、車社会ですので、車がないと移動もスムーズにはいかないところであります。

当事務所は、2006年8月1日に開設しましたので、3年目に入り中盤を過ぎたところです。私の任期は当初3年ということでしたので、本来であれば2009年7月末をもって退任ということだったのですが、本年5月より被疑者国選も必要的弁護事件にまで拡大され事件数がこれまで以上に増えるのに対しその扱い手として期待されていることや、たった3年間の活動では周辺自治体やその住民の法的ニーズにまで対応できていないこともあります、2年間任期を延長し、もう少し頑張ることにしました。

なお、当事務所も日向市で唯一の法律事務所ということもあり、地域の法律事務所として住民の方から受け入れられてきたことを実感しています。その期待や責任に応えるためには私がかつて所属していた事務所から鈴木加奈子弁護士（59期）に参加してもらい、本年1月下旬より、現在は弁護士2人体制で業務を行っております。鈴木加奈子弁護士は日向市はじめての女性の弁護士ということもあり、そちらのニーズにも応えられるのではないかと考えております。

4 事件の傾向について

2006年は213件（同年8月から12月までの約5ヶ月）、2007年411件、2008年260件という相

談数になっています。この数字だけから一概にはいえませんが、法的ニーズの多さはうかがえるとおもいます。

なお、事件の傾向としてはいわゆるクレサラ事件が48パーセントと全体の半数を占めており、クレサラ問題の根深さをうかがわせます。

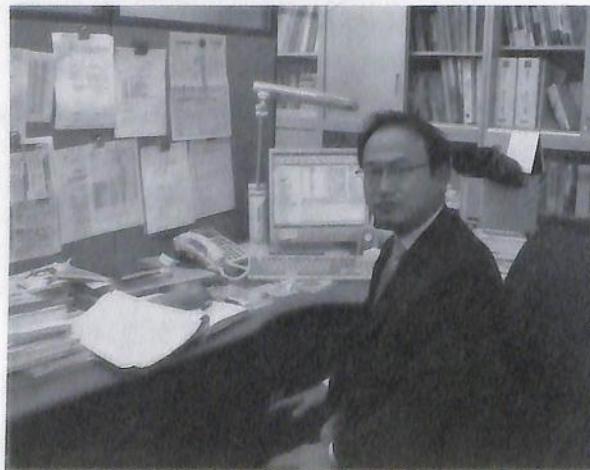
また、離婚・相続等の家事事件の相談が14パーセントを占めています。宮崎県は離婚数が全国でもベスト10に入ると聞いておりますので、離婚事件に関しては多いという印象です。特に子さんがいる女性から相談されるケースが多いです。

その他民事事件に関しては、本当に様々な相談が持ち込まれます。このあたりは都会とあまり変わりはないかもしれません。ただ、弁護士に相談に来る時にはどうしても紛争がこじれながら来るためなかなか簡単に解決しないことが多く、通常より時間がかかるという印象も受けています。宮崎は台風の通り道となることが多く、地域的特徴でしょうか台風や大雨の後の土砂崩れの後処理等の近隣紛争の相談もきます。

また、医療過誤事件のように専門性のある問題や解雇等を含む労働事件、地方公共団体を相手にする問題、犯罪被害者からの相談もあります。

私も登録後東京で約2年程度業務を行いましたが、こちらにきて扱ったことのない事件にも多数扱うことになりました。経験がないだけで断ることもできず、本で調べたり、他の弁護士に聞いたりしながら何とか業務をおこなっています。

刑事事件ですが、件数もそれなりにあります



が、こちらにきて立て続けに比較的重い事件を3件受任しました。その内で公判前整理手続も体験しましたが、その内2件が重なり、準備に追われた印象です。刑事事件の弁護人は弁護士しか担えない仕事ですからやりがいを感じとともにどう効率的におこなうのかを考えながら行っています。これがなかなか難しいところで頭を悩ましています。

5 まとめ

当事務所の事件傾向ですが、他の公設事務所とそんなに変わらないのではないかと思っています。そして、業務も結構立て込んでいてなかなか余裕をもって仕事ができないという点も同じではないでしょうか。

もっとも、ひまわり基金法律事務所の使命として、訴額が少額の事件、扶助事件、刑事の国選事件等を受けることがあげられます。なかなかつらい事件も多いですが、一方で勝つにせよ負けるにせよ依頼の方に納得して事件を終えられたときには、非常にやりがいを感じます。

まだまだ任期はありますし、単位会も当事務所を地域の事務所と認めてさまざまな支援をしていただいている。

これからもこれまでの活動を継続するとともに、まだほとんど手つかずになっている、入郷地区へも活動範囲を広げていきたいと思います。

6 最後に

私も生きてから関東を出たことはありませんでした。

日向市に来て一番感じるのはとにかく住みやすいということです。気候はもちろん暖かいですし、毎年3月は花粉に悩まされてきましたが、こちらではそれがあまりません。また、都会に比べると物価も安いです。

忙しい中にも、友達とスポーツをするなどの時間も作っています。

そのあたりの生活の満足度も高いことが任期を延長した理由の一つにはなっています。

こちらにいる限り、こちらでの生活を楽しんでいきたいと思っています。

以上

実務家教員としての雑感

中央大学法科大学院客員教授

◆ 小林 信明



1 はじめに

私は、平成16年4月から実務家教員として倒産処理法Ⅱの科目を担当している。同科目は、企業の再建型手続（民事再生、会社更生）に重点を置きつつ、各倒産制度の仕組みと法律上の重要問題を具体的に理解させることを目的とし、併せて実務上の事件処理の動向や新たな工夫なども紹介し、倒産実務への入門の機能も持たせることを内容としており、カリキュラム上は、先端・展開部門に属する。

このお話をいただいたときは、自分では力不足ではないかとも考えたが、弁護士登録以来、再建型倒産処理事件に数多く関与するとともに、弁護士会内の研究会の他、全国倒産処理弁護士ネットワーク、事業再生研究機構、事業再生実務家協会などの運営に参画し、現在の倒産処理実務の動向や新たな工夫に日々身近に触れていることから、これらを学生に少しでも伝えることができればと思い、また何より母校でこのような機会を得ることは名誉なことなので引き受けさせて頂いた。

本稿では、実務家教員として倒産処理法Ⅱを担当してきた雑感を述べてみたい。

2 倒産処理法Ⅱの内容

法科大学院では、「理論的教育と実務教育の架橋」が基本理念とされ、専門的知識を確実に習得させるとともに、実務との融合をも図る教育内容とすることが求められているので、倒産

処理法Ⅱの授業内容もそれに沿ったものにしようと考えている。しかし、限られた時間数で、倒産処理法の理論的な教育を実施しつつ、さらに倒産処理実務の教育を行なうことは「言うは易く、行うは難し」というのが実感である。授業にあたっては、倒産処理実務をどの程度、どのように教えるのかが悩みどころとなっている。

そもそも倒産処理法は、債務者の倒産という事態における権利者の権利行使を集団的に処理するための法律であり、倒産実体法としての部分と、倒産手続法としての部分がある。倒産実体法の部分は、民法などが定める契約や担保物権にかかる規律が倒産時における修正を受けたものとなり、倒産手続法の部分は、民事訴訟法や民事執行法が定める権利者の権利行使・確定手続にかかる規律が倒産時における修正を受けたものとなる。したがって、倒産処理法を理解するには、まず、修正の前提となる民法などの実体法や民事訴訟法などの手続法に関する知識・理解を有することが必要となる。また、倒産処理法の基本法は、破産法であり、再建型手続である民事再生法や会社更生法は、その特別法として位置づけられ、破産法の規律を基本にしつつこれをさらに修正する内容となっているから、再建型手続を理解するためには、修正の前提となる破産法に関する知識・理解を有することが必要となる。このため、再建型倒産処理法を習得するためには、多くの法的な知識・理解があることが前提とされるから、必然的にその学習

するべき分野と量は多いものとなる。

さらに、実務の動向としては、ファイナンス契約や担保契約の進化により、それらの倒産処理における取扱いには日々新しい問題が生じているし、特に再建型は、事業再生とも呼ばれ、DIPファイナンス、ファイナンス・アドバイザー、スポンサー、再生ファンド、再生アドバイザー、ターン・アラウンド、私的整理ガイドラインや事業再生ADRなど、新しい制度やプレーヤーが登場し、実務の進展には目を見張るものがある。また、実務処理上は、税制にかかる知識・理解も不可欠なものとなる。

授業を担当する者としては、実務処理の問題点や実務家として苦労している点、実務の動向や新しい工夫などを学生に理解してほしいし、さらには困難を克服して再建が成功したときの実務家としての歓びなどを知ってほしいという気持ちは大きい。これらを学生に教えることにこそ、実務家教員が法科大学院に参加する意義があるとも思っている。

しかし、他方で、あまりに専門的な実務上の問題点や新しい工夫などを教えて、学生がその前提となっている理論的背景や基礎的知識・理解を習得していない場合には、上滑り的な授業となってしまい、かえって倒産処理法の基礎的な理解自体を損なってしまうのではないかとの危惧感もある。

このような点を悩みながら、授業では、(ア)倒産処理の基本法である破産法の基本的な理解を確実にしつつ、その特別法としての民事再生法や会社更生法の理解を深めること、(イ)実務上の問題点や新しい工夫を紹介・解説して、実務への興味と関心を得ること、を意識することにしている。この(ア)と(イ)の双方の成果を達成できるように、現在のところ(今後もさらに検討し、よりよい内容にしていきたいと思っている)、授業内容としては、①倒産処理概論、②各種の権利と民事再生・会社更生における取扱い、③

民事再生における機関の地位と役割、④会社更生における機関の地位と役割、⑤各手続の保全処分、⑥手続選択と申立手続、⑦各手続の実例紹介と事業継続の問題点、⑧双方未履行の双務契約の処理、⑨否認権、⑩相殺権、⑪担保権の取扱い、⑫債権調査・確定(債権者の手続関与を含む)、⑬再建計画案の策定、⑭手続間の移行、⑮国際倒産事件の処理、に分類し、それぞれ必要な時間配分をして実施している。レジュメを事前に作成・配布するなどして、工夫しているものの、授業時間が毎週1回50分の授業を2コマ、全15週であり、必ずしも多くないので、正直なところ、欲張りな内容となっているとも思う。そこで、学生がどの程度理解しているのか、上滑り的な授業になっていないかどうかを確認するためにも、単なる講義に止まらず、積極的に学生の発言を求め、双方向的な授業を行うこととしている。授業内容については、学生がアンケートで評価することになっており、幸いなことに概ね高い評価を受けているが、そのアンケート結果を参考に授業内容をさらに工夫するつもりである。授業における学生からの質問や意見のなかには、私自身では当たり前と思っていたことに対する新鮮な疑問や問題提起が含まれ、改めて考えさせられることも多く、私にとってもよい勉強になっている。

倒産事件に関わっている実務家は誰でも同じであるが、事件は突然に起こってその処理にかかりきりになるため、予定されていたスケジュールを大幅に変更せざるを得ないことが多い。そのような場合、正直なところ、授業とその準備に時間を費やすことが難しい状況となりかけるときもあるが、学生の真摯な学習態度を見ることを励みとし、また、幸いなことに、授業時間を夕方からにしてもらっていること、本法科大学院の場所が私の属する事務所から地理的に近いことから、何とか授業を継続することができている。

3 基礎的な能力の習得

法科大学院が法曹実務家を養成する機関である以上、単なる「理論のための理論」の習得ではなく、実務を意識した教育がなされるべきことは当然である。その観点から、司法改革の意見書では、法科大学院では法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、「実務との架橋」を強く意識した教育を行うべきものとされており、それは正しい方向であると思う。

他方、近時、「法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基礎的な知識・理解や思考能力を十分身につけていないと思われる者が一部見られる」との指摘がなされている。この指摘が事実とすれば、それは大きな問題と言わなければならない。

法曹実務においては、社会の多様化、国際化に伴い、その進化・発展は目覚ましいものがあり、弁護士会内外においても多くの研修が企画されているほか、様々な研究会が催されているし、種々の書籍が発刊されている。これらによって、実務家は、日々研鑽を積まなければならぬ状況にある。そのようなとき、私が実感するのは（多くの実務家も同じ考え方と思うが）、基礎的な法的知識・理解や思考能力を身につけていかなければ、その展開・応用形の実務問題には対応できないということである。

学生には、法科大学院において、是非、基礎的な知識・理解や思考能力を確実に身につけてほしいと思う（それらを身につけることが実務家への第一歩となる）。

4 学生について

私は、授業の事前にレジュメ及び資料を配布してその予習を求めていたが、総じて学生は勤勉であるという印象である。

司法改革の意見書では、法科大学院においては、法学未修者は3年間（法学既修者は2年間）で、専門的法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくための必要な分析能力や法的議論の能力等を習得しなければならないとされている。そして、「点」のみによる選抜ではなく、「プロセス」としての法曹養成制度としての性格から、法科大学院では厳格な成績評価及び修了認定がなされるべきことが求められている。そのため、学生は法科大学院の日々の授業などにおいて多くの学習が求められることになる。そして、法科大学院修了後は、さらに司法試験に合格する必要があり、その合格率が当初の想定よりも大幅に厳しいものになっているから、学生は日々の授業の学習とさらに司法試験に合格するための学習をしなければならない立場にある。日々の授業に関する学習と司法試験のための学習は、共通する部分が多いと思うが、学生の負担は大きいものがある。

学生には、より一層の努力をし、基礎的知識・理解や法的思考力を確実に身につけて、優れた法曹実務家になってほしいと強く願っており、少しでもその助けになるように、実務家教員としてさらに頑張りたいと思っている。

以上

試練の未修者教育

法科大学院教授

◆ 小木曾 綾



周知の通り、いわゆる法学未修者が初めて挑戦した2007（平成19）年の新司法試験での合格率（全国）は受験者全体で約40.2%だが、内訳は既修者46.0%に対し未修者32.3%、2008（平成20）年のそれは、全体が33.0%で、既修者44.3%に対し未修者22.5%であった。中央大学法科大学院についてこれをみると、2007年受験者292人（既修236人・未修56人）に対して合格者は153人（既修134人・未修19人）、2008年受験者352人（既修276人・未修76人）に対して合格者は196人（既修179人・未修17人）であって、既修者の合格率は56.8%—64.8%と全国平均を上回っているが（ちなみに、既修者については3回の新司法試験の累積合格率は約78%で、3年以内にほぼ8割の修了生が法曹資格を得たことになる）、未修者については、34.0%—22.4%と全国平均程度の合格率しか残すことができていない。

法科大学院制度、わけても全国的に思うような結果が出ていない未修者教育に関する法務省や文科省による調査・検討が進行中であるが（本稿執筆中にも、短答式と論文式の配点比率が1：4から1：8に変更された）、これだけの既修者が合格している中央大学法科大学院にあって、未修者の合格率の低迷は深刻な問題である。野放図な設置認可が合格率の低迷につながったことは当然としても、法科大学院の定員を下げて数字の上で合格率が上がったところで、未修者に必要な学修をさせることができなければ、法科大学院の教育は成功したとは言えない。

個人的な感想としては、1期末修者には多様な社会経験をもつ法曹として活躍してほしい人材が豊富だった。しかし、ごく少数の例外を除いては、法学教育を受けたことのない人々が3年で司法修習に耐えるだけの法学を修めるのに相当の時間的な無理があるということは想像に難くないから、筆者は、高い潜在能力をもった未修者が基礎から正しい法の考え方を身につければ、足りないのは時間だけで、そうであるとすれば、修了直後は無理でも2年目には累積で7割程度が合格するのではないかと予想していた。

ところが、その2年目となる2008年の試験では、修了後1年を経た1期末修者の合格が5名にとどまつたうえ、いわゆる「受控え」が、初めて新試験を受ける2期末修者のみならず1期末修者にも一定数いたらしいのである。こうした受控えの存在や、未修者の多くが短答式で基準点に達せずに論文の採点を受けられなかったことからして、未修者不振の原因は、基礎的な知識とその運用能力が身についていないことがあると考えられる。

そのようなことになった原因は複数考えられるが、そのひとつには、法学教育の到達目標が明らかでないことがあり、これには法科大学院制度全体にかかわるものと、中央大学法科大学院に固有のものとがあるよう思われる。

まず、制度全体の問題としては、実務家となる能力、司法修習に耐えられる能力、新試験で試される能力から逆算して、法科大学院でどの

程度までの教育が必要なのかについて統一基準がないことが挙げられる。修習が短縮され、また、知識に偏った暗記型の教育の弊害が喧伝されたため、各法科大学院は設置基準の範囲内で実務科目や先端・展開科目盛りだくさんのカリキュラムを組んでいる。いわゆる六法科目であれば、何を教えるかは伝統的に大体決まっているはずだが、それでも、「教えたいこと」と「教えるべきこと」の区別がどのくらい認識されているだろうか。まして、実務科目の授業内容がまちまちであることは、先般全国の法科大学院の「刑事訴訟実務の基礎」の期末試験問題を見る機会があったのだが、その内容が穴埋め式レベルから相当高度な事例ものまで大きな開きがあったことから容易に推測がつく。

各種アンケートでは、教員の側も、未修者の法律科目は言うに及ばず、実務科目や新試験の選択科目の学修には現在の単位数では十分でない感じていることが示されている。そこにさまざまな展開・先端科目が加われば、法律の基礎理論を修得していない未修者の学力が伸びないのはむしろ当然の現象である。現在、文部科学省でコアカリキュラムの検討が進んでいると聞くが、これは本来、制度が開始される前に行なわれるべき作業であつただろう。

おそらく多くの法科大学院では、科目担当者会議や個々の教員が、それぞれの経験に従って到達目標を定めており、修了時の学力を基準としてそれぞれの学年と科目における到達目標を定め、これに従ってシラバスを作成するという作業手順が大学院全体として踏まれておらず、学生自身もそのシラバスに照らして自らの位置を把握する（授業評価の意味はここにある）というシステムも定着していない。

これは、修了することが司法試験という国家試験の受験資格となり、これに合格しなければ入学の目的が果たされないという法科大学院の担う役割が、従来の学部や大学院とは異なることが十分に認識されないまま制度がスタートしたことによるものだろう。

そして、これとリンクするが、中央大学法科大学院に固有の問題のひとつとして、留年制度がなかったことが挙げられる。筆者は2004年に移籍したので推測するしかないが、これはおそらく、各学年の履修科目を体系的に配置すれば、それぞれの科目の単位を取得することで最終的には法曹としての資格をうるのに必要な学修が可能になるという制度設計によるものと思われる。体系的な単位の積上げのためには、ある科目の単位が取得できなければその上級科目の履修を禁ずる必要があるので、上級年次の科目には履修前提条件が設けられ、たとえば、1年次で刑法の単位を落とせば、2年次の刑事法総合Iという科目を履修することはできない仕組みになっている。

ところが、この制度の問題点は、仮に、ある学生がすべての科目でD評価（Dは100点満点で60点以上69点以下。ここまでが合格）であったとしても、法科大学院を修了することができるという点にある。教員としては、個別科目の成績評価が「不合格とするほどではないが60点台である」というときがある。そのような科目が一つ二つだけであれば、修了後の自助努力に期待してその学生を修了させても大きな問題はない。しかし、ある学生がほとんどの法律科目でD評価であったとすると、その学生には修了年における新司法試験に合格するだけの力がついているとはとても言えず、ということは翌年度にもその力はおそらくつかないということなのだが、にもかかわらず、その学生は修了・法務博士となるのである。

中央大学法科大学院の1期および2期末修修了者の成績を分析してみると、1年次終了時の平均成績（GPA）が一定程度を下回っている場合には、3年次終了時にも成績が上向かない傾向がみられた（ちなみに、新試験の合格者は法科大学院での成績が一定程度以上であり、このことは法科大学院での教育および成績評価が新試験の方針と一致していることを示している）。このことは、1年次に必要な力がついていない

学生は、体系的な学修の「積上げ」をしたくともできない、ということをうかがわせる。これを進級させるのは、体のできていない野球選手をレギュラーにするようなものである。

そこで、2008年度の未修入学者から、1年次末の成績にGPA基準を設け、これに達していない場合は2年次への進級を認めず、原級に留置いてCD評価がついた科目を再度履修させるという進級判定制度を導入することとした。進級できない学生は、勉強の方法が誤っているか、適性に疑問があると思われる所以、前者であれば方法を正し、後者であれば進路再考の機会とさせるためである。

ただ、一般的に言って、1年終了時に基準に届かないレベルの学生は新試験の受験自体を控えることも珍しくないと考えられる一方、受験しても不合格となる未修者が多いのだから、進級判定制度を導入したからといって未修者の合格率が上がるわけではない。

この制度のより重要な目的は、学生に危機感をもって学んでもらうことと、厳格な成績評価を維持しつつも学生を原級留置きとしないよう、基礎的な知識の定着を意識した授業を実現することにある。学生と対話しながらの、いわゆる双方向の授業をすれば、ある程度学生の様子は把握できるが、学期途中の小テストなどにより学生の到達度を教員も学生自身もより客観的に把握できるようにすべきことが2007年度中の教授会で申し合わされている。

条文を正確に読み、その趣旨目的を考えたうえで事案にあてはめる、というのはあたりまえの法学の思考プロセスだが、筆者の専門である刑事訴訟法を例にとると、教員であれば、たとえばある現行犯逮捕の事案を検討するときには、その逮捕が212条1項の「現に罪を行い」の状態でされたのか、「行い終わった」状態でされたのかを当然意識して事実をみる。そこで、学生には、令状逮捕の要件と比較しながら、なぜ何人も令状なくして現行犯逮捕をすることができるのかを教えれば十分と考える。ところが、

学生に具体的な事案を与えて逮捕の適法性を検討させると、現行犯性の認定があいまいだったり誤っていたりすることがある。つまり、教員は当然そうするものだと思っていても、学生にはそれが当然ではないことがひどく多いのである。これを正すには、授業中に簡単な事例を与えて、それが「何条の何という文言に当たるのか」を指摘したうえで結論を出す、という癖をつけさせるよう授業をするしかないが、これは当たり前のようでいて、限られた時間と50人の学生相手に実施するにはなかなか困難なのである。

そこで、貴会には様々な場面で強力にご支援いただいているところであるが、教員の手の回らない学生の自習支援のため、進級判定制度の導入と同時に、新試験に合格して弁護士登録した1期既修修了者12名を新実務講師として採用し、1年生の課外ゼミを担当してもらうこととした。講師の先生方には多忙のなか大変熱心な指導をしていただき、2008年度には1年次生の8割ほどが参加したが、大変好評で、来年度以降も継続の予定であり、これと教員の連携をいっそう図りたいと考えている。

このような取組みがどのような結果をもたらすか、まだ数年待たなければならないが、その間にもカリキュラム改正を含む教育方法の見直しのほか、学部との連携のあり方や入学者選抜の改善も重要課題となることが予想される。

予備試験の実施も控えて多難な法科大学院、とりわけ未修者を取り巻く環境であるが、貴会の一層のご支援を願うしたいである。

修習生から見た 法科大学院教育への希望・要望



新62期司法修習生

岸 愛

1 はじめに

私は2005年に中央大学法科大学院未修者コースに入学しました。法科大学院入学前も中央大学法学部で法律を学んでいましたが、2005年度から開始された特別入学者選抜制度（いわゆる飛び入学制度）を利用したため、大学を中退、未修者コース入学となりました。そして2008年に新司法試験に合格し、昨年の11月から新62期司法修習生として東京で修習を行っています。

現在の修習は民事裁判、検察、弁護、刑事裁判の各々を2か月毎に回る分野別実務修習と、2か月の集合修習、選択型実務修習で構成されています。2か月という修習期間は短く、一通りの職務内容を見せていただき、どのような心構えで職務に当たられているかが分かってきたところで終ってしまいますので、自ら積極的に取り組む姿勢が重要であることを痛感しています。

まだ修習生となって2カ月余りに過ぎませんが、新司法試験合格者、司法修習生として、法科大学院教育について感じたことを本稿で述べさせていただきます。

2 未修者教育について

(1) 知識の重要性

法科大学院、新司法試験制度は多彩なバックグラウンドを持つ人材を法曹に送り出すために未修者コースを設けていますが、2007、2008年

共に未修者コース出身者の合格率は既修者コース出身者に比べて大幅に下回っています。

その原因のひとつとして、未修者は法律知識が不足しているということが考えられます。法科大学院教育は、これまでの予備校教育の弊害を払拭するため、自分の頭で考えること、法的思考力を養うことに重点を置いています。しかし、未修者教育でも法的思考力養成の重要性が強調されるあまり、知識の重要性、つまり、法的思考の前提にはある程度の知識が必要であることの認識が弱い学生が多くいるように感じます。私も、受験時代、知識は最低限でよいと思っていたため、択一試験の成績は合格点をやや上回る程度でした。その結果、修習に入ってから自分の知識不足を強く感じ、試験に合格する最低レベルの知識では、実務では通用しないと実感しています。今年から択一試験の配点比率が下がり、ますます知識の重要性が影を潜めてしまいそうですが、法的思考の前提として知識が必要であることを未修者には強く認識させるべきだと考えます。

(2) 1年で法律基礎を習得することの困難

本学では、2年次から未修者と既修者は同じクラスになって同じ授業を受けます。既修者と合流することで、刺激を受け、色々なことを吸収できました。しかし、法律を全く勉強したことのない純粹未修者としては、1年間法律の基

基礎を学修しただけで突然発展的な授業を受けることは困難なことだと感じました。未修コースのカリキュラムは、学部生が3年間で学ぶことを1年間で終わらせるため、非常に過密です。必然的に各々の科目の授業で扱える範囲は限られてしまいます。重要な部分は授業で学ぶことができますが、授業で扱った部分以外は自習に委ねられ、また、授業で学んだ内容を自分自身にすることにも時間がかかるため、1年次ですべての科目を消化することはできないのが実態です。にもかかわらず、一通り習得したという前提で発展的な授業に取り組むことは、未修者にとっては困難であると感じました。今後、一部分の授業は既修者と未修者を分けるなど、カリキュラムの見直しを検討するべきであると考えます。

3 実務科目の充実

法科大学院では実務系科目として民事実務の基礎、刑事実務の基礎、模擬裁判やエクステンションシップ等の授業が設けられています。これらの授業により実務がどのようなものか、法律が実務でどのように使われているのかが分かり、学修の姿勢も変わりました。

この実務教育の重要性は、2か月足らずの修習期間の中でさらに強く感じています。実務では主張整理や事実認定が重要であり、これらの能力は法科大学院で学ぶ法律学が前提となるものですが、やはり相応の学修をしなければ身に付くものではありません。現在の修習は前期修習がなく実務修習から始まりますが、これは法科大学院で従来の前期修習に相当する内容を学修していることが前提になっているためです。しかし、実感として、法科大学院では要件事実や事実認定の授業が多くなく、これらについて曖昧な理解のまま実務修習に入っており、これ

までの前期修習がカバーできていないように思います。

また、新司法試験の論文試験は、要件事実や事実認定、実務起案の考え方を理解していれば取り組みやすいと考えています。新司法試験では実務を意識して長文の事例が出題されるため、実務でどのような思考過程をたどっているかを理解していれば、出題の意図に合った論述ができるようになると修習を通じて感じたからです。そのため、新司法試験との関係からも、実務科目の更なる充実を望みます。

4 その他授業全般について

(1) 法律基本科目の重要性及び自習時間の確保

2年次からの法律基礎科目の授業は、事前に事例や判例を検討してきたことを前提に、双方向で議論をしながら進められ、法的思考力を高めることのできるものでした。法科大学院の授業に真摯に取り組んでいれば、論文試験に関しては新司法試験に合格する思考力がついたようになります。また、修習で実際の事件に触れてみても、まず条文が第一にあって、そこから問題点を論理的に解決していくという姿勢が基本であり、法的思考力があれば今まで検討したことのない問題点も妥当な解決に導くことができるということがわかりました。そのため、法科大学院の法律科目の授業は、新司法試験、実務につながるものであり、これらに必要な思考力を養うことができるものだと感じています。

ただ、やはりカリキュラムが過密で、授業期間内に授業で学んだことを習得することや、知識を習得する自習時間が不足しており、消化不良の状態になりがちであったように思います。法科大学院では、前述したとおり、授業にあたって十分な量の予習をしていく必要があることに加えて、レポートや試験も授業期間中にあり、

時間に追われてしまいます。授業期間中は授業の予習と、授業内容の習得のために時間を確保し、レポートは長期休みに出題するなど、学生が十分な自習時間を確保できるようにしてもらえば、と感じていました。

また、法科大学院では司法試験科目だけでなく、先端的な授業や外国法の授業なども履修する必要があります。司法試験科目以外の授業を受けることは、法曹になってからの専門性を見つけるきっかけにもなりますし、法曹としての最低限の教養として有意義なことだと思いますが、試験直前期である三年生の後期に多くの時間を割くことは、精神的にも、勉強計画としても大きな負担になります。その結果、司法試験科目以外の授業では授業を聞かずに自習する事態（いわば内職）も生じており、これでは本来の教育効果は得られないと感じました。法科大学院が、新司法試験に合格し、法曹になることを目標の一つにしている以上、カリキュラムとしても受験に配慮したものにしてほしいと感じました。

(2) 教育の質、機会の均等

法科大学院は学生の人数、一科目の単位数が多いうえ、双方向授業を実践しているため、各教科の担当教員がクラスによって異なる場合があります。しかし、教員によって授業の内容、考え方方が異なる場合があり、教育内容に差が生じていると感じたことがあります。また、教員によっては、特定の単元に多くの時間を使ったり、自説を強調するあまり、法律の初学者にとっては体系的・網羅的に基本的な事項を学ぶことができなかったり、難しい解釈論に溺れてしまうことがあったように思います。教育の質、機会を均等にして欲しいと感じました。

5 最後に

司法制度改革の一貫として始まった法科大学院制度に対しては、批判の声もあります。しかしながら、私としては、従来の教育制度では得られないものを法科大学院で習得できたと感じています。法科大学院教育の更なる発展を願っています。

以上



「中央大学法曹会奨学金」 創設のご報告

中央大学法曹会募金実行委員会委員長

飯塚 孝



1 沿革

中央大学法曹会募金実行委員会は、平成16年4月に発足した法科大学院生に対する経済的支援の必要性から奨学金制度を設け、「創立125周年」記念事業の一環としての寄付対象事業に加えられた「ロースクール奨学資金」の充実に向けた制度創設を提言してきました。

平成17・18年度法曹会大高満範幹事長の下で、平成19年1月22日開催された募金実行委員会正副委員長会において、募金実行委員会としては、法科大学院の奨学金並びに維持費に特化した形で募金活動をすることで意見が一致し、東京三会並びに全国単位弁護士会及び弁護士会連合会の役員経験者の承諾を得て呼びかけ人を多数選任し、法曹会の全会員に募金の応募をしていただく準備をすることになりました。

当初は、奨学金の募金としては、年間6万円（月額5000円）程度以上を継続して3年間ご寄付を願い、その後は、受給者の返済金を基金に充当することで、約3000名を目標に募金活動を行う方針を検討しました。ところが、平成19・20年度法曹会奈良道博幹事長の下で、「中央大学法曹会奨学金」の募金活動をすることに関し、大学側の受け入れ体制が未整備のため、規約や施行細則等について大学理事会の承認を得る必要があること、その受け入れ準備として3000万円程度の基金が必要であることが判明しました。

また、法科大学院側からは、貸与制度では申し込みをする学生がほとんどないと推測されるので、少額・少人数でもよいから給付制にし

てもらいたいとの要望が出されました。その結果、募金実行委員会としては、「月額5000円・年額6万円」を前提にすると年間500人の会員が募金に応じてもらえると3000万円の募金額になるので、相当数の学生に奨学金を給付できることになることから、自動振替手続の導入も含め、若手会員からも広く募金の応募をしてもらえるよう、取りあえず3000万円程度の準備基金の応募を行うことになりました。

2 準備基金の募集と規程等の整備

募金実行委員会は、平成19年8月1日に委員会を開催し、奨学金は給付制にすること、給付額は年間1名当たり30万円とし、準備基金の額を3000万円を目標に、募金額を一人当たり年間6万円として最低500名以上の会員から応募してもらうこととして、大学側が規則制定等の諸手続を進めるための要望に応えることにしました。そして、募金の依頼文書は、三羽正人事務局長に起案を依頼し、募金依頼文書送付用封筒デザインは、中島義勝副委員長に作成を一任することとして、現実の発送は、法曹会の常任幹事会の承認を得て行うことになりました。

法曹会常任幹事会は、平成19年9月11日に開催され、募金実行委員会から、法科大学院側の希望に添う様な内容で、奨学金は給付制にすること、法曹会会員から月額5000円年額6万円、期間5年間で奨学金維持会員を募集すること、5年目以降は再更新にも応じていただくとともに新規募集を常時行うこと、法曹会幹事が一人

5名以上の維持会員を確保する方向で募金活動をしていただきました。

その結果、いろいろ意見が取り交わされました。新しい法曹養成制度創設の中で、中央大学法科大学院が今後ともトップ・スクールとしてのレベルを維持向上していくためには、多数の司法試験合格者を輩出するとともに、質の高い合格者を送り出す必要があることから、法曹として将来活躍が期待される人材の育成に資するために「中央大学法曹会奨学金制度」を創設し、中央大学創立125周年募金事業の中で寄付を募ることが決定されました。

3 準備基金応募の状況と規則等の制定

準備基金応募の状況は、平成21年2月19日現在、申込者数115名、申込金額4390万円、入金済人数107名、入金額2907万5000円となっています。

一方、「中央大学法曹会奨学金規程」は、中央大学理事会の承認を得て平成20年11月10日から施行されました。規程の内容は次のとおりです。

「中央大学法曹会奨学金規程」(規程第2283号)
(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するため、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

上記の規程と平行して「中央大学法曹会奨学基金規程」が制定施行され、学校法人中央大学が「中央大学法曹会奨学基金」を設定し、基金の使途、追加的組入れ、基金の管理について規定するとともに、「奨学金制度の運用に関する細則」及び「運用に関する取扱基準」が定められました。

4 奨学生募集の実績と法曹会奨学基金募金のご依頼

法科大学院では、上記の規程の整備と基金準備金として既に現実に入金があった奨学金を対象にして「2008年度中央大学法曹会奨学生募集要項」を発表した結果、30数名から申し込みがあり、3月中には奨学金給付対象者を選考することになっています。

募金実行委員会では、法曹会の全会員に対し、4月中には奨学金募金依頼書を発送するとともに、奨学金募金活動を会員に周知していただく必要があることから、中大法曹ニュースや学員時報など様々な媒体を利用して、募金の応募を呼びかけることにいたしました。

法曹会会員の皆様には、法曹会奨学基金創設の意図を十分お酌み取りいただき、奨学金募金依頼書が送付されましたなら、是非ともご応募して頂きたくお願い申し上げます。

以上

充実した実践教育を願って— 「模擬法廷」の誕生、そして増設の経緯

中央大学元理事長

◆ 阿部三郎



中央大学法科大学院の開校は、平成16（2004）年3月と決定された。

開設に備えてキャンパス内に模擬法廷を設け、法科大学院としての案内資料にこの法廷全景を紹介して存在感を示すこととしたが、次のような事情から製作については私が担当することとした。

40年以上もの交友関係にある江戸川区に本社を有する顧問会社の会長、S氏は、大量の檜の用材を有しておられるので、同氏より模擬法廷の製作に必要な分量の寄附を受け、この檜の無垢（むく）材で法壇、法卓を造るならば、最高のものが出来ると考えたからだ。S氏の檜に対する思い入れは大変なものがある。全国で開催される木材銘木販売会には必ず出向いて、大小や厚さを問わず檜の原木用材を買い求められるので、江戸川区内に在る倉庫も檜用材で満杯となっている。

そこで偶々平成14（2002）年8月末頃、S氏と食事を共にする会を持つ機会があったのでその席上で

「いま中央大学は、新しい法科大学院の設立に向けて大学を挙げて取り組んでいる。その中で、キャンパス内に実物そっくりの模擬法廷を設置して、院生に法廷実務を身につけさせたい。ベニヤ張りの合板では法廷の威厳は保てない。

本格的な「むく（無垢）材」で造りたい。そこでお願いしたいことだが、S会長が持つておられる檜で模擬法廷を製作できる分量を中央大学法科大学院に寄附して頂けないか。」と相談を持ちかけたところ、S氏は即座に「ああ、いいですよ。法廷として必要な分だけ寄附しますよ。」と快諾されたのだ。これが、製作責任を持つに至った発端である。

早速企画に入ることとし、当時本学出身の深澤武久先生が最高裁判所裁判官をされていたので、最高裁判所事務総局のご紹介をうけ、同局から法廷設計図面をいただき、さらに、横浜地方裁判所では裁判官5人用の新法廷を新設されたが、今後、各地方裁判所でもこの方向で設置されることとなるので、この新法廷を見学されはどうかとの助言をうけ、この新法廷も見学する。その結果、私の企画も、裁判官席は5席分とし、その外に当事者席（検察官、弁護人席）については、院生は当事者席である検察官、弁護人の法卓席で修習するほうが臨場感があり実務が身につくため、通常の法廷の席数よりも多くそれぞれ6席分と考えたのである。その分だけ用材の所要量も多くなることだ。

早速、法廷の設計、製作に当たる専門の業者として山形県天童市の株式会社天童木工に依頼することとし、同社の東京支店の社員と協議し、

設計に入る。

設置する場所として、法科大学院として予定されている市ヶ谷キャンパス2号館9階の会議場を想定して企画に当たったが、このようなことで、私の希望は以下5点に及んだ。

- ① 前記のとおり法卓については、裁判官席は5席（但し、将来の裁判員制度による裁判員席のことも考え、裁判官用の3席の左右に予備として設ける各1席も含む）、また、当事者席は検察官、弁護士席それぞれ6席とすること。
- ② 法壇、法卓用の各設備、当事者用の法卓もすべて底部にキャスターを取り付け可動式とし、一人でも移動ができるようとする。会議場の隣室に収納室があるので、法廷として使用する以外は容易に収納室に移動し、会議室は何時でも他の講座、会議などにも多目的に利用できるようとする。
- ③ 裁判官の法卓の高さは本来のものより若干低くして、院生の研修の場として、当事者とあまり距離感を感じないようにする。

同時に、一般講演、講義の場合の講師、教授のための演卓としても充分に使用できる高さとする。

- ④ 裁判員制度に伴う裁判員席の位置や構造については決定されていないので、決定された後に改めて考えるしかない。しかし念のためこれに備えて裁判官用の法卓の間口は通常よりも狭くし、さらにその左右に将来の裁判員のことも想定し、①のとおり予備的に移動可能な1席ずつの法卓を付け加え合計5席とし、後日の裁判員用席の在り方が決定され、これで不足するならば、残りの数分だけ追加製作すること。
- ⑤ また裁判官席の背面は白壁のままでは法廷らしくない。この面には檻板によるバッカパネルを貼り付けて、法廷の正面も威厳を保つようにしたい。

以上の次第で、贈呈者であるS氏にもこれらの構造を説明し、改めてS氏の案内で業者と共に江戸川区篠崎の倉庫の用材保管現場に出向き、その場で必要な分量を選別させたところ、ほぼ



トラックの1台分位の量として、10月下旬頃、天童木工山形工場に運送されることとなった。

この用材について(株)天童木工東京支店から大学に出された評価書によれば、その評価額は7,800,000円であった。

それから約6ヶ月後、平成15(2003)年5月5日、模擬法廷施設設備品のすべてが完成し、市ヶ谷キャンパス2号館9階会議場に設置されるところとなつたが、やはり櫻のムク材製品だけに、期待どおり法廷の威厳は充分に保つものであった。

こうして納品された直後の6月12日、この模擬法廷場においてS氏に対し資材提供協力の感謝状授与が行われ、またS氏よりも改めてこの櫻用材について9月20日付をもって、125周年募金事業寄附申込(物品)がなされ、株式会社天童木工東京支店評価どおり7,800,000円として受け入れられることとなつた。

なお製作費は、法壇、法卓、バックパネル、書記官席、当事者席、証言台などで、合計6,190,476円である。

ところで本年5月より、裁判員制度が始まる。その法廷構造も明らかとなつた。そうなるとこれまでの現模擬法廷では、裁判員席は正面の法壇、法卓の裁判官3席の左右の席で、すでに一席は設けてあるが、残り左右2席ずつの法卓部分が不足する。現法廷の製作責任者として、私がその最後の仕事をしなければならないと考え、早速S氏に裁判員制度による追加のことを説明し、用材の追加寄附をお願いしたところ、S氏はこれについても快諾してくれた。

そこで法科大学院法務研究科長福原紀彦先生に、裁判員制度開始に当たつての法廷の追加改修として、現法廷の寄贈者S氏よりの追加受贈のことをご報告申し上げたところ、福原研究科長も、「私どもも現在これには早急に対応しなければならないと考えております。ぜひお願いしたい。」とご同意下さった。

早速管財部担当者と天童木工社員共々にS氏の倉庫に赴き、現法壇、法卓と適合する用材の選択に当たり、現法廷との適合性を考えて用材を決定し、直ちに製作に入ることとし山形の天



童木工工場に搬送する。

設計上、既に示されているとおり、裁判員席の両端側では角度を付け、当事者側を囲むように湾曲した配置とした。

今回寄贈された用材の評価額は、天童木工東京支店の平成20年12月11日付の材料評価書によれば1,300,000円であり、また追加された法壇、法卓4席分の製作費は3,250,000円である。

以上が法科大学院模擬法廷製作の背景事情のすべてであるが、追加製作分の法卓は、本年3月上旬すでに完成し、納入されている。

S氏には心から感謝申上げる次第である。法科大学院の院生諸氏も、この模擬法廷でしっかりと本学の伝統を受け継いで、実践的教育を受けられるよう心から願って止まない。

以 上



弁護士になって

第一東京弁護士会・弁護士

◆ 本多清和



第1 はじめに

平成20年9月に現行第61期司法修習を終え、第一東京弁護士会に弁護士登録致しました、弁護士の本多です。

私が弁護士としての第一歩を踏み出してから、早くも半年が経とうしておりますが、この半年間は本当にあっという間でした。

登録当初は、半年も経てば多少なりとも仕事に慣れているはずと甘い考えを抱いておりましたが、慣れたのは満員電車での通勤のみ。事件に出会うたび新たな疑問に頭を悩ませる、葛藤の日々を送っております。

1年間の実務修習では充実した弁護修習をさせて頂き、また裁判所修習・検察修習を通じて弁護士の先生方の仕事ぶりを拝見させて頂きましたが、振り返ってみると、それはあくまで傍観者として、弁護士の仕事のうわべだけを見ていたに過ぎなかったのかもしれません。実際に弁護士として働き、直接依頼者の方と接し相手方と交渉してみると、修習時代に目にした書面ひとつひとつの裏に、いかに多くの苦労、悩み、決断が潜んでいたのかということに、改めて気付かされております。

以下、弁護士になってまだ半年ほどの浅い経験の中からではございますが、私が弁護士になって思ったこと、感じしたことなどを書かせて頂きたいと思います。

第2 弁護士になって

私が弁護士になってから、この半年間で最も強く印象に残った事件は、新人研修で扱った国選事件でした。

被告人は50歳代・無職の男性で、数か月の間に、日中スーパーで缶ビールを盗む等5件の万引きを繰り返してしまったという事件でした。

幸い被告人に前科はなく、情状証人として被告人の妻にも出ていただけたことになったのですが、被告人は過去に脳梗塞を患い、言語障害・片腕の麻痺等の後遺障害を抱えていたため、被告人の妻が日中働きに出る等、やむを得ない家庭の事情から、被告人の監督が困難な状況にありました。

そこで、被告人とその妻から詳しく事情を聞き、被告人の了解のもと宿泊型の障害者リハビリ施設へ入所すべく、病院・行政を交えて検討して頂いたのですが、やはり盗癖がある場合には集団生活は難しいとのことで入所がかないませんでした。また、行政の方には個室型の障害者施設への入所についても検討して頂きましたが、精密検査をするなどして、より高度の障害が見つからない限り入所は難しいとのことでした。

被告人のため、そしてご家族のためにも、何とかより良い方法をと思い、行政の方にも多大なるご協力を頂いたのですが、結局判決後に改めて検査・治療等を行うということで、被

告人の監督問題を残したままの裁判となってしまいました。

この事件を通じて、障害者が経済的に自立することの難しさや抱える悩みの大きさ、障害者を支える周囲の人々のご苦労など様々なことを知ると共に、福祉行政のあり方等について色々と考える契機を得ることができました。

また、この事件では道筋をつけることしかできませんでしたが、弁護士とは、単に依頼された事件についてアドバイスするだけではなく、事件を含め、今後の人生そのものについても依頼者の方々と共に考え、アドバイスしていくことができる、やりがいのある仕事だな、ということを改めて実感致しました。そのようなアドバイスを的確に行うためにも、これからもっと多様な知識・経験を積んでいかなければならぬ、まだまだ自分は力不足だな、ということを再認識させてくれた事件でした。

第3 終わりに

裁判員制度が始まるなど、司法を取り巻く環境が大きく変化し、人々の司法に対する関心が高まりを見せているこの節目の時期に、弁護士としての第一歩を踏み出すことができたことを幸運に思うと共に、依頼者の方々はもちろん、社会全体に対しても責任を果たしていかなければならないという弁護士の使命に身が引き締まる思いでおります。

まだまだ新人ではございますが、決して新人であることに甘えることなく、弁護士を志した頃の熱い思いを内に秘め、事あるごとにその思いに立ち返りながら、ひとつひとつの案件に真摯に取り組み、日々全力を尽くして参る所存です。

最後になりましたが、会員の皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上



新人弁護士体験記！

新制度の修習を終えて

第二東京弁護士会・弁護士

◆ 鍛治美奈登



1はじめに

この度、学研連研究室玉成会の先輩でいらっしゃる大谷隼夫先生より「新人弁護士体験記」として寄稿のご依頼をお受けいたしましたので、恐縮ながら、私が新制度の修習を通して感じたこと、東京で弁護士として1か月を過ごして感じていることを簡単に述べさせて頂きたいと思います。

私の経歴は、概略次のようなものです。平成17年3月に中央大学法学部国際企業関係法学科を卒業後、平成19年3月に中央大学法科大学院を卒業しました。同年9月に司法試験に合格し、平成20年12月17日に司法修習（新61期）を修了し、同月18日付けで第二東京弁護士会に弁護士登録致しました。

就職先は、本学の評議員をなさっている千葉昭雄先生の「曙総合法律事務所」です。当事務所には、以前より本学法科大学院で実務講師をなさっている田中宏先生も所属されており、受験時代だけでなく実務家となった後も、中央大学の先輩方に手厚いご指導を賜り、日々成長させて頂いております。

私も、お世話になった中央大学に少しでも恩返しさせて頂くべく、司法試験合格後は法職講座にて大学の民法ゼミや、法科大学院生の受験対策ゼミのチューターを務めておりました。今後も、法科大学院の実務講師など、微力ながら本学の発展のお手伝いをさせて頂きたいと思っております。

2 新制度における司法修習の課題

- (1) 期間の短縮および前期修習の廃止さて、弁護士登録期間約1か月に過ぎない私

が弁護士として語れることはほとんど無いですので、私が経験した新制度における司法修習のシステムや内容について、感想を述べさせて頂こうと思います。

ご存じのとおり、新61期から修習期間は1年間となり、各実務修習は2か月ずつに短縮され、前期修習は廃止されました。これに伴い、和光市にある司法研修所でクラスの修習生全員が集まって講義を受ける「集合修習」は2か月間に短縮された上、研修所の定員の関係で修習生は2分割され、前半組（「集合A班」と呼ばれ、東京、埼玉、大阪の修習生を対象とする。）と後半組（「集合B班」と呼ばれ、前記各修習地以外の修習生を対象とする。）に分かれて集合修習を行うことになりました。

このようなシステムの下では、修習生同士の関係も先輩方と比べて希薄にならざるを得ませんでした。また、白表紙による起案演習については、二回試験直前の2か月間に各科目2回経験できるにとどまり、二回試験対策はほとんど各自の学習にゆだねられていたのが実情です。

もちろん、実務修習の間に、各自で起案に取り組みながら、白表紙起案のコツをつかむことは可能であると思います。しかし、これでは集合修習までに身につけることができる基礎的知識や考え方方が、各地域や配属部によってばらつきが生じることは否めません。実際にこのシステムにより司法修習を経験した私としては、たとえ1か月でも、実務修習に行く前に前期修習を受けておきたかったというのが本音です。

(2) 選択型実務修習のあり方

もう一つ、同期の修習生との間でも話題になっていたのが、新制度から導入された選択型実務

修習のあり方です。選択型実務修習とは、各修習生が、裁判所・検察庁・弁護士会が用意したプログラムから自己の受講したいプログラムを選んで2ヶ月間修習を行うものです。

問題は、①各プログラムに人数制限があり、特殊な修習を全く経験できない修習生もいること、②プログラム受講期間以外は、「ホーム」と称される弁護士修習先の事務所で弁護士修習を行うことになっている点です。

②に関して言うと、集合A班の修習生の場合は、選択型実務修習期間は2回試験直前の2ヶ月間に該当するため、修習生としては、2回試験の勉強に時間を割きたいのが本音であり、実際問題として、弁護士修習に集中できませんでした。

もちろん、裁判所や検察庁におけるプログラムでは、通常の実務修習では経験できない経験ができたということで、充実した実務修習を送れたと感じている修習生が多くいたようですので、選択型実務修習の意義は大きいと思います。

得難い体験ができるというメリットを残しつつ、選択型のシステムを創意工夫することは可能であると思います。私がご紹介した実感が、新修習の問題点を考察する何らかのきっかけになれば幸いです。

(3) 就職活動に追われる修習

最後に、同期も含め、私が当初修習に専念できなかった原因として就職活動が思うようにいかなかつたことがありますので、この点について一言触れたいと思います。

新聞等で報道されていたように、新61期から弁護士就職難時代と言われており、実際、とても厳しかったという実感を持っています。就職先が決まらない間は精神的に余裕がなく、修習後に事務所訪問に行く度に同期や実務家と触れあう貴重な時間が削られました。今は、その是非は別として、合格前から就職活動を行うことは当然の出来事になってしまっています。受験生としてはこのスタートに出遅れないことが大切ですし、本学としても、後進の就職支援に力を入れていくことが望ましいと思います。

3 弁護士になって思うこと

実際に弁護士業務に関与し始めてから、約1ヶ月半が経過し、修習生時代と異なり、依頼者と直接お話しする機会が増えてきました。

このような状況の中で、依頼者に対する細やかな気配りの重要性を感じています。依頼者は、スケジュールや費用、進捗状況を常に気に懸けているということを実感する機会が沢山あります。頭では分かっていたつもりなのですが、まだまだ気配りが足りないことを痛感しました。依頼者の気持ちを考える癖を忘れないようにして、こまめな報告や連絡を心がけたいと思います。

当面の目標は、目の前にある1つ1つの事件に全力で取り組むことを通して、基礎的な事件処理を1人でできるようになることです。

もちろん、ゆくゆくは何らかの専門性を身につけたいと思っています。

選択科目で履修していた倒産法、ベンチャー企業支援、フランチャイズ契約や派遣社員を使った発展方法、海事法、セクハラ問題など、興味のある分野は沢山あります。自分の趣味である音楽やファッションに関係のある仕事ができたら楽しいだろうという子供のような願望も持っています。

しかし、少なくとも今はまだ、弁護士は積極的サービスを提供して新分野を開拓していくというよりは、既に生じた紛争をいかに上手く解決するかで評価され、顧客を獲得していく職種だと思います。ですから、今はとにかく様々な分野の事件に取り組んで自分の腕をみがき、自分を評価してくださるお客様を1人でも増やし、自分自身も、経験の中で得意分野を見つけていきたいと思っています。

未熟な私ですが、ようやくたどり着いた弁護士という立場に誇りを持って、けれども慢心することなく、1歩1歩前進していきたいと思っています。

今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻のほどを、何卒宜しく御願い申し上げます。

マーブルベンチ ① Marble Bench

全日本大学サッカー選手権 優勝キャプテン

佐川印刷株式会社
(平成21年3月法学部政治学科卒業)

山形 雄介



マーブルベンチは、今をときめく中大仲間をお迎えするコーナーです。輝かしい第1回目のゲストは、全日本大学サッカー選手権（インカレ）に優勝した中央大学サッカー部（中大サッカー部）のキャプテンの山形雄介さん。山形さんは、インタビュー時点での中央大学法学部の4年生でした。岩手県盛岡市の生まれで、7歳からサッカーを始め、中大サッカー部に入る前は、仙台のFCみやぎバルセロナというクラブチームに所属していました。

一こんばんは。このたびは、インカレの優勝、おめでとうございます。

山形 ありがとうございます。中大サッカー部のインカレ優勝は8回目なのですが、今回の優勝は前回の優勝から16年ぶりになります。

中大サッカー部は創部80年の古豪チームで、かつてはインカレの8回の優勝だけでなく、全日本サッカー選手権（天皇杯）にも2回優勝するなどサッカーの名門といってもいいチームだったと思います。ところが、ここしばらくインカレでも真ん中くらいの成績に安住し



ている状態で、低迷していました。
—16年間も優勝から遠ざかってしまった原因是、どこにあったのでしょうか？

山形 何よりも、中大サッカー部自体が、優勝を狙えるようなチームの状態ではなかったことにあります。私は、大学1年から入部していましたが、その当時は次のような状況でした。

中大の部活動は、寮での集団生活をしていますが、そこでの生活規則は各部活動ごとの自律に任せられています。ところが、中大サッカー部の寮規則はないに等しく、部の練習にも差し支えるはずの深夜のバイトも許容されていました。髪型などの身だしなみも自由でした。プロのサッカー選手のような気持ちでいるようで、アマチュア競技らしさがなく、自らを矮めるように感じていました。

—そのようなサッカー部をどのように変えていったのでしょうか？

山形 私は、7歳の時からサッカーをしていました。当時所属していた監督に相談し、勉強とサッカーの両立ができる場所として中大サッカー部を選んで、中大法学部に入学しました。ところが、サッカー部がこのような状態だったことに非常にショックを受けました。しかし、自分自身で選んで中大サッカー部に入ったので、落胆して流れに任せるだけとすることは、許せませんでした。そこで、1年生では同期の仲間で、部の問題点とその改善策を話し合い、意見を言えるようになる2年生以降、順次、部を変えてきました。このように4年がかりで部を変えていき、去年の夏く



らいからその結果が出始めたところでした。一変化に対する軌跡も多くあったのではないかですか？

山形 大変な軌跡がありましたし、困難なことでした。上級学年生に対する難しさはもちろんですが、同学年の仲間に対しても厳しく接することがもっとも難しかったです。現在、69人の部員がいますので、当然、全員は、一軍はもちろん二軍にも入れません。そのような選手も希望をもって練習していく様子がないと、選手の裾野も広がらず厚みのないチームになってしまいますし、サッカー部の雰囲気も悪くなってしまいます。

一変わることのできたポイントは、どのような点にあったのでしょうか？

山形 いろいろな方法を試しましたが、サッカー部構成員全員が意思決定に参加して改善策を実行に移したこと、それぞれの立場を明確にし、その立場毎の役割を果たすこととしたことが重要なポイントだったと思います。

前者については、改善策がそれぞれにとって不都合なこともあるので当人の意思もその策に反映されなければ、改善策の実現なかったと思います。

また後者については、キャプテンという私の立場についていえば、チーム内で怖い存在である必要のあることが分かりました。仲良しチームで終わらないために、どうしても必要なことですが、キャプテンという立場で他の部員から孤立してしまい寂しかったです。しかし最近、同学年の仲間も私が苦しみつつその立場を演じていることを分かっていてく

れたことが分かり、とてもうれしかったです。一サッカー部の今後の問題点について感じていることはありますか？

山形 まずサッカー部だけの問題ではないと思いますが、私も会計担当になって分かったのですが会計面が非常に杜撰です。それなりの金銭の出入口があるのに、その管理は片手間にしかできない部員が行っているだけで不十分な状況でした。サッカー部以外の人たちの力も借りて、部員の負担とならないような形で会計の適正化を図る必要があると思います。

また運動部一般についても言えるところと思いますが、大学卒業後の活動のサポート、さらに現役引退後のいわゆるセカンドキャリアのサポートが必要です。その際には、契約面での知識・能力が十分ではないので、中大法曹会の中大OB・OGの方々のサポートを是非お願いしたいと思います。

一最後に一言

山形 中大サッカー部の試合を是非見に来て応援してください。また私は、就職してからも、会社のサッカーチームで引き続きサッカーを続けますので、今後とも応援をお願いいたします。

中大サッカー部が再び優勝に至った道のりは、中大法曹会の再生にも役立つ、非常に有用な教訓となるのではないでしょうか。

(インタビュー：藤原力)



(写真提供：飯嶋玲子)